

# 第3次沼津市歯科口腔保健計画

(素案)

令和8年 月

沼津市



# 目次

---

第1章 計画策定の基本的な考え方 .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	2
第3節 計画の期間 .....	2
第4節 S D G s に対応した計画推進 .....	3
第2章 歯科口腔保健を取り巻く環境 .....	4
第1節 統計からみた本市の現状 .....	4
第2節 アンケート調査結果の分析 .....	13
第3節 第2次沼津市歯科口腔保健計画の評価 .....	21
第4節 歯科口腔保健をめぐる今後の課題 .....	22
第3章 計画の基本的な考え方 .....	24
第1節 基本理念 .....	24
第2節 基本目標 .....	24
第3節 施策体系 .....	25
第4章 施策の展開 .....	26
1 ライフコースアプローチを踏まえた歯と口腔の健康づくり .....	27
2 ライフステージ別にみた歯科口腔保健対策 .....	28
3 行政の取組一覧 .....	44
第5章 計画の推進 .....	46
1 計画の推進体制 .....	46
2 評価指標一覧 .....	47
3 計画の進捗管理 .....	49
第6章 参考資料 .....	50
1 沼津市歯科口腔保健計画の策定体制 .....	50
2 沼津市民健康増進会議条例 .....	51
3 沼津市民健康増進会議委員名簿 .....	52
4 沼津市民の歯と口の健康づくり条例 .....	53
5 沼津市民の歯と口の健康づくり会議規程 .....	55
6 沼津市民の歯と口の健康づくり会議委員名簿 .....	56
7 沼津市歯科口腔保健計画策定委員会設置要綱 .....	57



# 第1章 計画策定の基本的な考え方

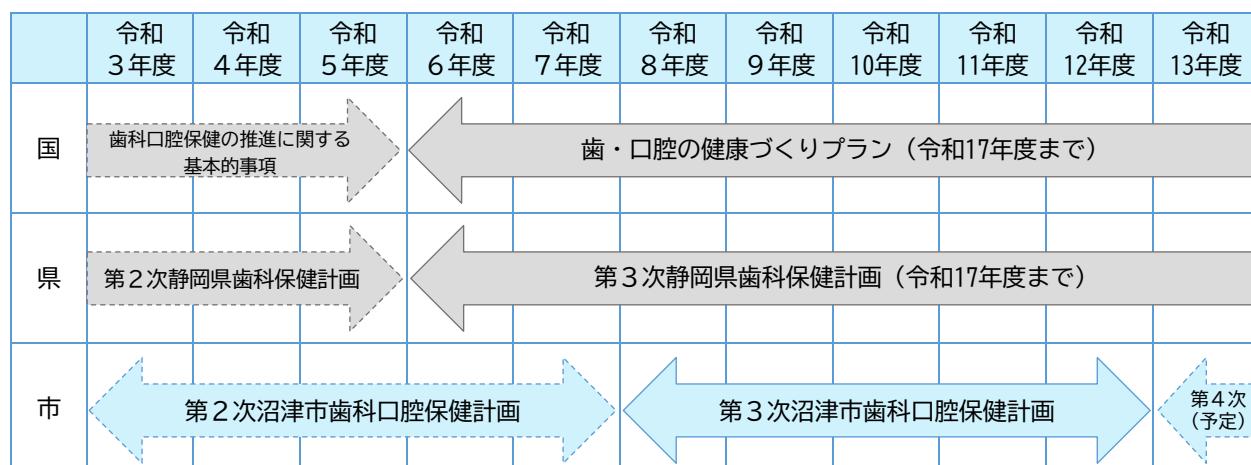
## 第1節 計画策定の趣旨

本市では「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年8月）」を踏まえ、「沼津市民の歯と口の健康づくり条例（平成25年10月）」の施行及び「沼津市歯科口腔保健計画（平成27年度～令和2年度）」「第2次沼津市歯科口腔保健計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、歯科口腔保健の向上に取り組んできました。

近年でも、歯と口腔の健康増進は、生活習慣病予防などの全身の健康につながるだけでなく、歯と口腔機能の初期の衰え（以下「オーラルフレイル」という）を予防することにより、介護予防やこころの健康、他者との関わりといった社会参加を維持向上するためにも重要と言われています。

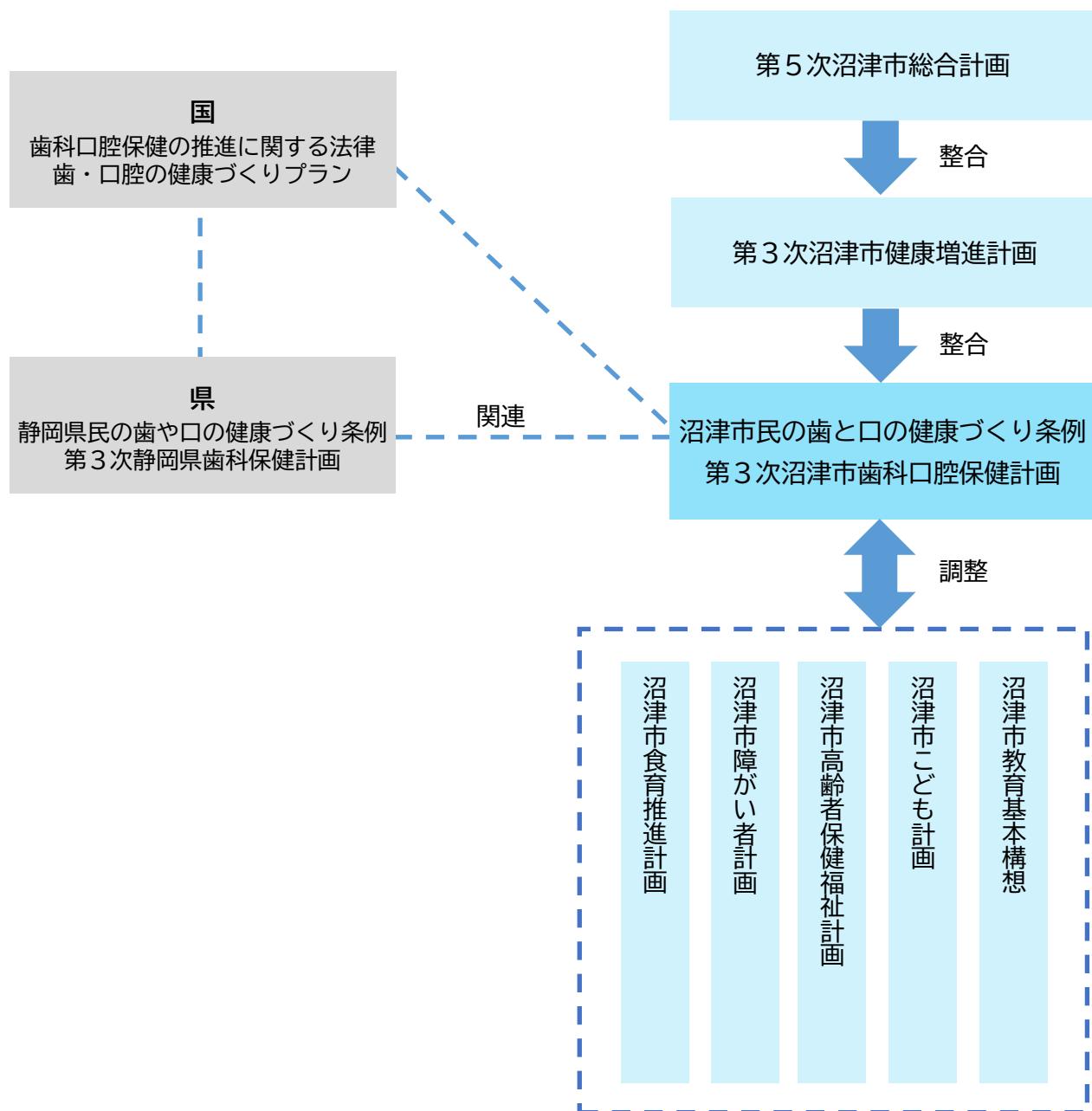
これらを踏まえ、本市では、う蝕（以下「むし歯」という）や歯周病を予防するだけでなく、ライフステージごとの特性・個人のライフコースに沿った歯科口腔保健の推進に取り組み、市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を営むための「第3次沼津市歯科口腔保健計画」を策定します。

### ＜国・県・市の歯科口腔保健計画策定状況＞



## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「沼津市民の歯と口の健康づくり条例」に基づき定めるもので、「第5次沼津市総合計画」を上位計画とし、本市が目指す健康づくりの基本的な方向性を示す「第3次沼津市健康増進計画」の個別実施計画として、他の計画との整合性を図りながら取組を推進します。



## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

ただし、国・県の行政施策の動向や社会情勢の変化に即し、必要に応じて見直しを行います。

## 第4節 SDGsに対応した計画推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された、令和12年を期限とする国際目標です。

SDGsの目指す「誰一人として取り残さない社会の実現」、「目標3．あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」は、「沼津市歯科口腔保健計画」の方向性と共通しています。

本計画では、SDGsの視点を考慮しながら、生涯にわたり切れ目のない歯科口腔保健の推進に取り組み、市民の歯と口腔の健康づくりに取り組みます。



## 第2章 歯科口腔保健を取り巻く環境

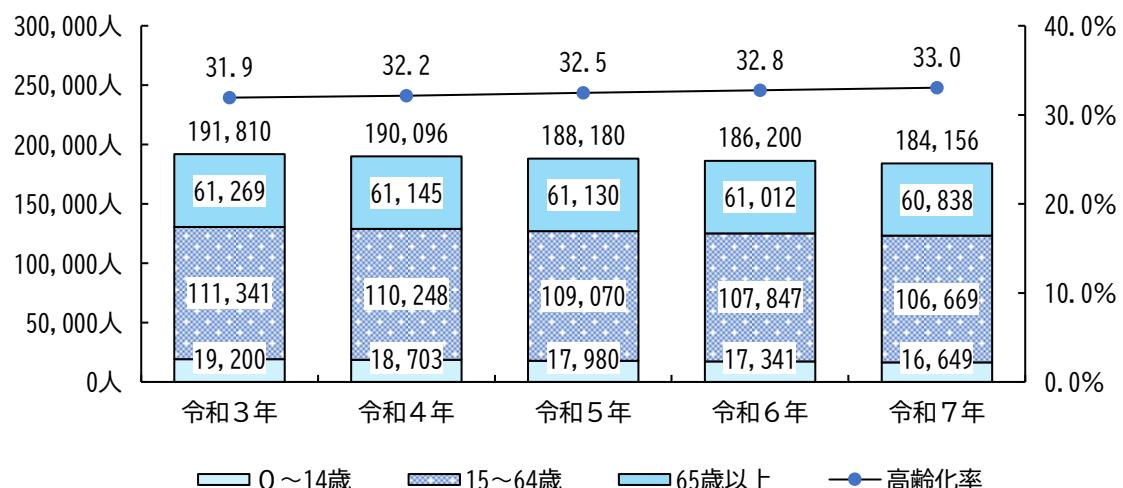
### 第1節 統計からみた本市の現状

#### (1) 人口と世帯数の推移

本市の総人口では、令和7年に184,156人となっており、令和3年以降も減少し続けています。年齢3区分別人口割合でみると、令和3年から令和7年までに0～14歳、15～64歳、65歳以上とも減少傾向にありますが、高齢者の減少幅を総人口の減少幅が上回るため、高齢化率は上昇しています。

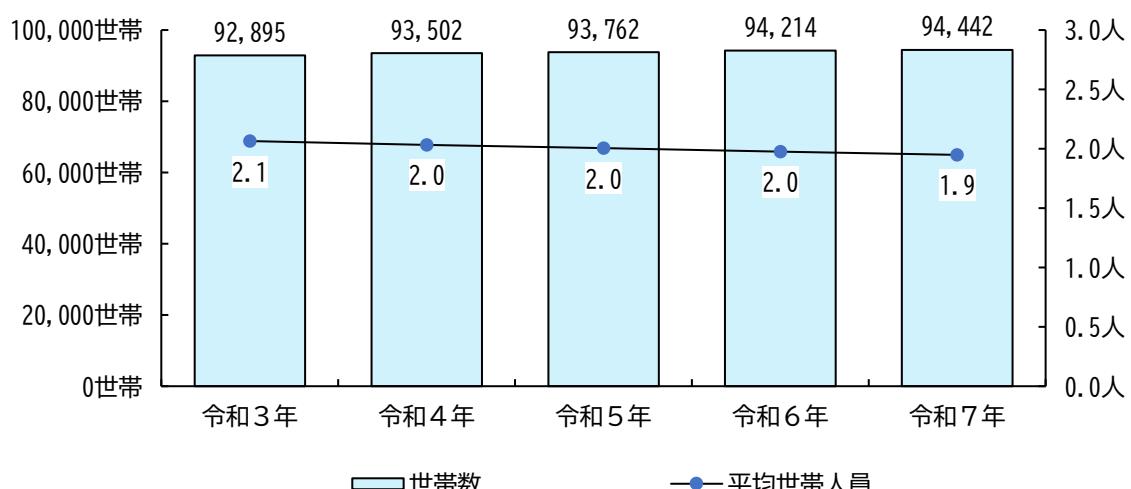
また、本市の総人口は減少しているものの、世帯数は増加しています。このことから、単独世帯や核家族が増加していると見込まれます。

【沼津市総人口】



資料：沼津市住民基本台帳（各年10月1日現在）

【世帯数と平均世帯人員の推移】



資料：沼津市住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 歯科健診結果

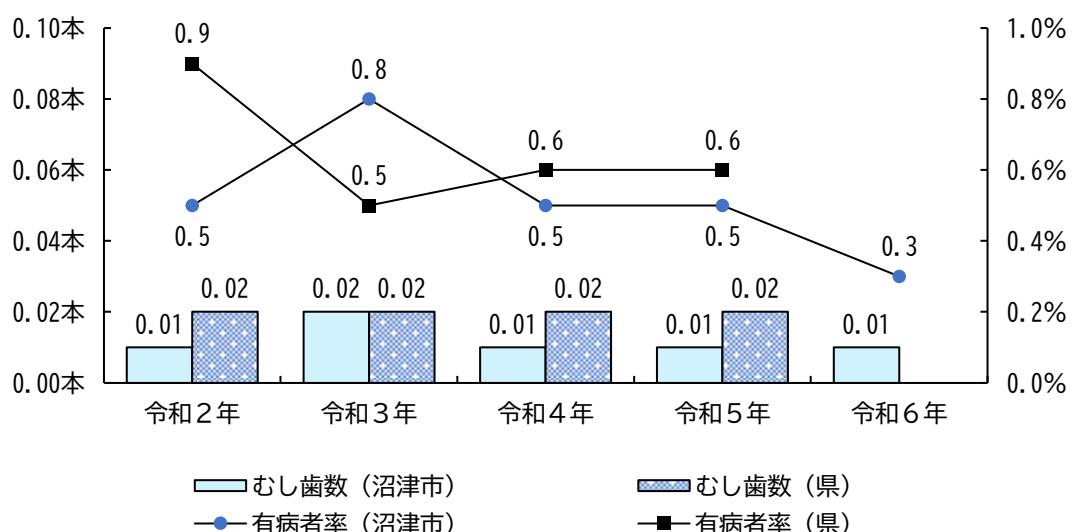
1歳6か月児のむし歯数では、令和6年に0.01本となっています。有病者率では、令和5年に本市は0.5%で、県より低くなっています。

3歳児のむし歯数では、令和6年に0.19本となっています。有病者率では、令和5年に本市は6.3%で、県より高くなっています。

5歳児のむし歯数では、令和6年に0.70本となっています。有病者率では、令和6年に本市は19.2%で、県より低くなっています。

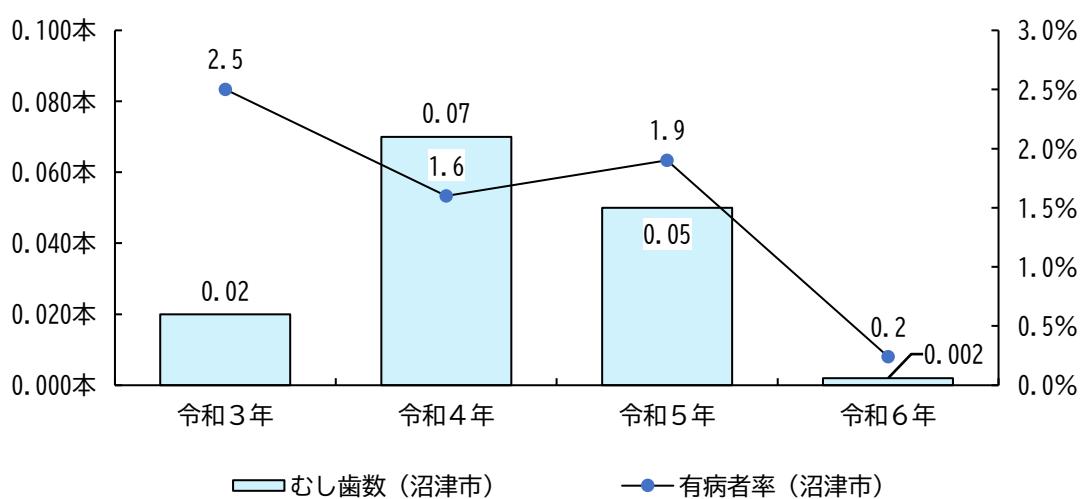
中学1年生のDMFT指数では、令和6年に0.4本となっています。有病者率では、令和6年に本市は17.5%で、県より高くなっています。

### 【有病者率・むし歯数の推移（1歳6か月児）】



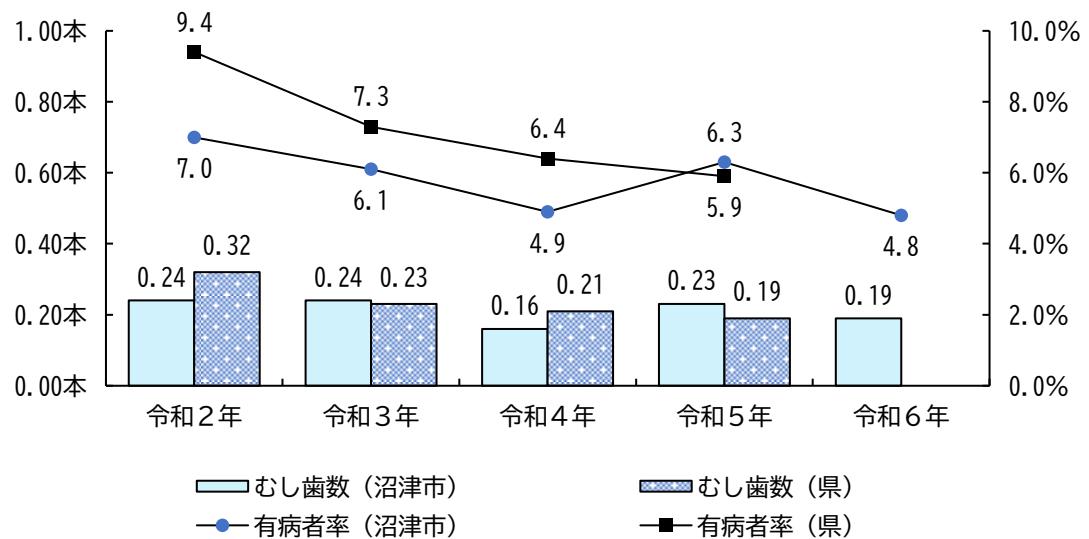
資料：静岡県1歳6か月児・3歳児健康診査結果（歯科）

### 【有病者率・むし歯数の推移（2歳児）】



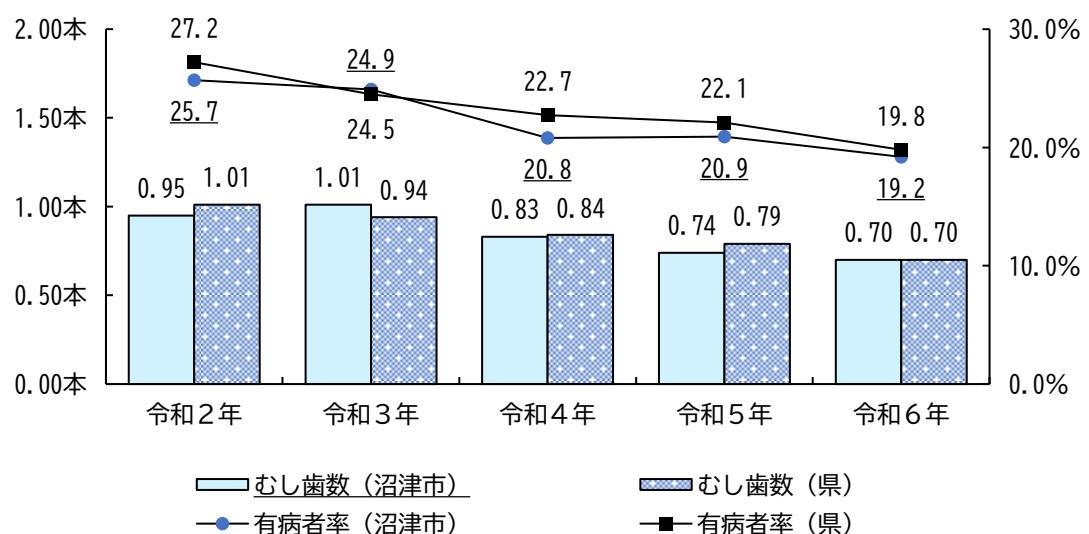
資料：沼津市健康づくり課調べ

## 【有病者率・むし歯数の推移（3歳児）】



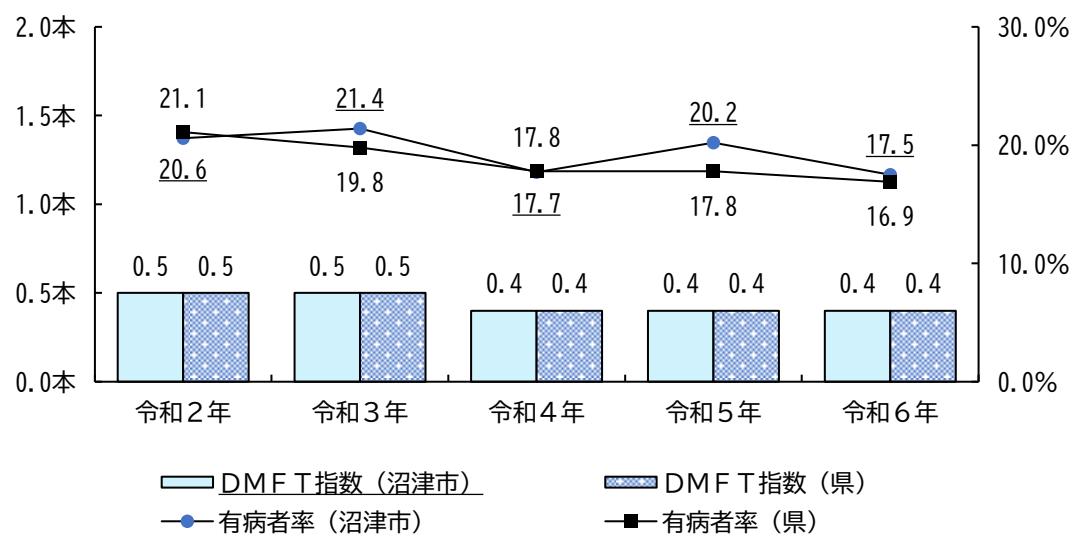
資料：静岡県1歳6か月児・3歳児健康診査結果（歯科）

## 【有病者率・むし歯数の推移（5歳児）】



資料：静岡県5歳児歯科調査結果

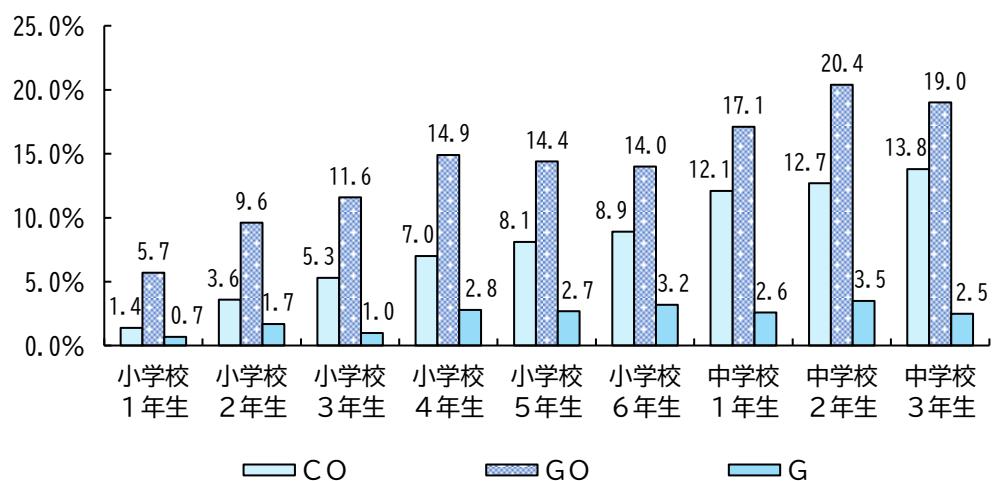
## 【有病者率・DMFT指数の推移（中学1年生）】



※DMFT指数：集団における永久歯列のむし歯罹患状態を表す指標。集団の1人の平均値を表します。

資料：学校歯科保健調査結果（静岡県歯科医師会）

## 【学齢期のCO・GO・G保有者率】



CO：むし歯の初期症状が疑われる

GO：歯肉に軽度の炎症症状を認める

G：あきらかに歯肉に炎症症状を認める

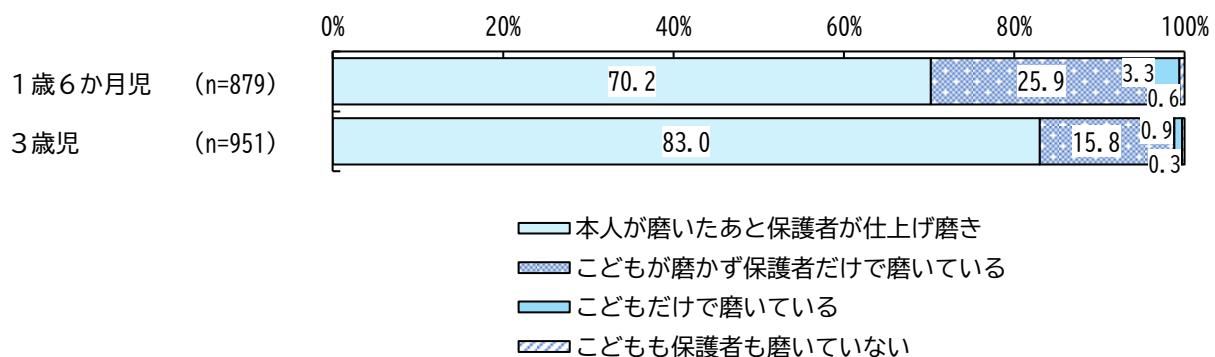
資料：令和6年度学校歯科保健調査結果（静岡県歯科医師会）

### (3) 幼児健診での歯科アンケート結果

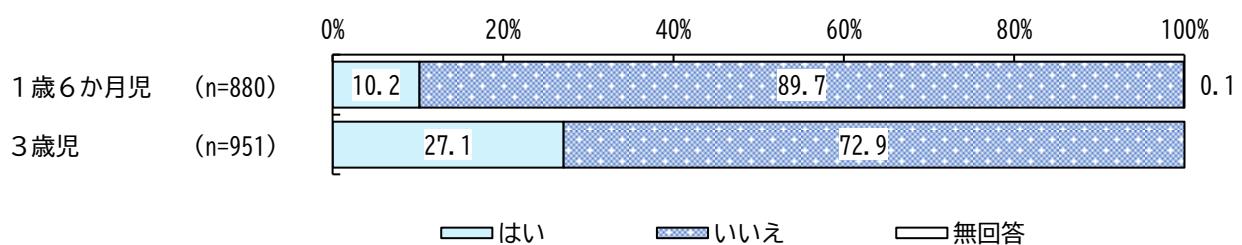
本人が磨いたあと保護者が仕上げ磨きをしている児の割合は、3歳児で83.0%となっていますが、フロスの使用は27.1%に留まっています。

子どものかかりつけ歯科医をもつ親は、3歳児で48.4%です。

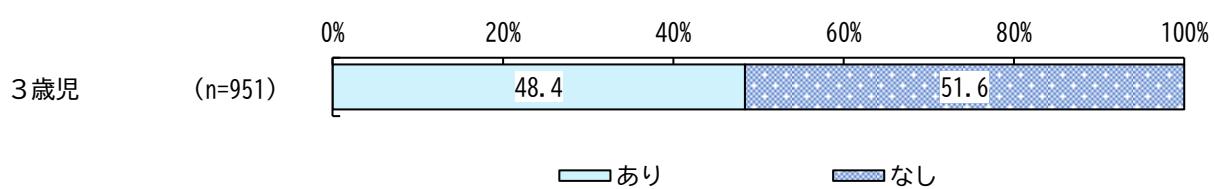
#### 【歯磨きをしていますか】



#### 【デンタルフロスを使っていますか】



#### 【子どものかかりつけ歯科医がいますか】



資料：沼津市健康づくり課調べ（令和6年度）

## (4) 歯周病検診の結果

### ①歯周病検診の受診状況・結果

歯周病検診の受診状況では、受診率は1%を下回っています。

受診結果については、受診者の約5割は精密検査が必要です。

#### 【歯周病検診の受診状況・結果】

	対象者数 (人)	受診者数 (人) ※【】はうち妊婦 歯科検診受診者	受診率 (%)	結果		
				異常なし (人)	要指導(人)	要精検(人)
令和2年度	167,112	545【353】	0.3	125	190	230
令和3年度	166,247	795【399】	0.5	155	230	410
令和4年度	165,159	942【354】	0.6	187	292	463
令和5年度	163,770	1,098【345】	0.7	189	292	617
令和6年度	162,588	1,034【274】	0.6	169	277	588

資料：沼津市健康づくり課調べ

### ②集団歯周病検診の年代別歯科疾患該当者の割合

歯周病有病率は、30代から増加し、70代以降の有病率は受診者の6割以上を占めています。

#### 【年代別歯周病（歯周ポケット1以上）、未処置のむし歯該当者の割合】

	受診者数 (人)	CPI個人コード 歯周ポケット1以上		未処置のむし歯	
		有病数(人)	有病率(%)	有病数(人)	有病率(%)
20代	66	17	25.8	18	27.3
30代	132	56	42.4	43	32.6
40代	158	82	51.9	48	30.4
50代	142	79	55.6	35	24.6
60代	118	67	56.8	32	27.1
70代	102	62	60.8	25	24.5
80代以上	42	29	69.0	15	35.7
合計	760	392	51.6	216	28.4

※CPIコード：CPI (Community Periodontal Index)

※歯周ポケット1以上は、深い歯周ポケットがあり、歯周病の治療が必要です。

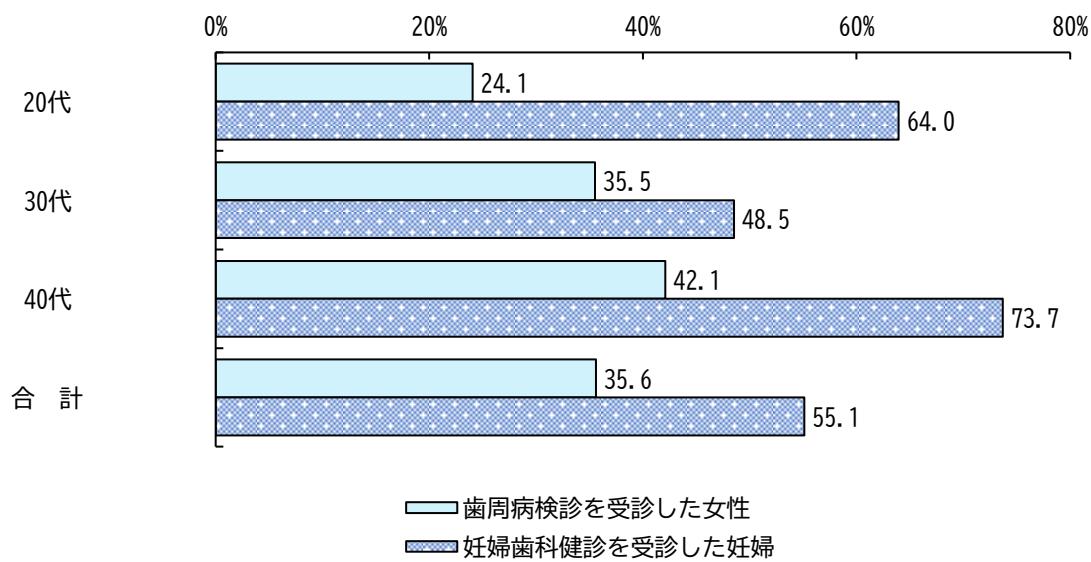
資料：沼津市健康づくり課調べ（令和6年度）

### ③妊婦歯科健診の歯周病有病率

妊婦歯科健診における妊婦の歯周病有病率では、20代、40代の年代で6割を超えていきます。

歯周病検診を受診した女性と比べ、妊婦の歯周病有病率が高くなっています。

#### 【妊婦の年代別歯周病有病率】

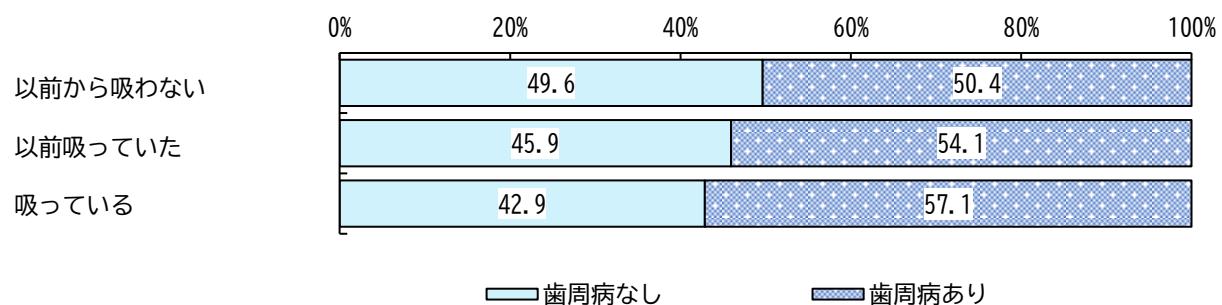


資料：沼津市健康づくり課調べ（令和6年度）

### ④集団歯周病検診の歯周病と喫煙の状況

歯周病のある人の割合を喫煙習慣別にみると、以前からたばこを吸わない人に比べて、以前吸っていた人、吸っている人では歯周病がある人の割合が高くなっています。

#### 【歯周病と喫煙の状況】



※歯周病あり：歯周ポケットが深い人を「歯周病あり」としています。

資料：沼津市健康づくり課調べ（令和6年度）

## ⑤集団歯周病検診の喫煙者の歯周病有病状況

「歯周ポケット1以上」は、57.1%となっており、20代、60代以外で5割を超えてます。  
「歯肉出血あり」は66.7%となっており、60代以外で6割を超えてます。

### 【年代別歯周病有病状況（喫煙者）】

	喫煙あり 受診者（人）	歯周ポケット1以上		歯肉出血あり	
		有病数（人）	有病率（%）	有病数（人）	有病率（%）
20代	3	1	33.3	2	66.7
30代	10	5	50.0	7	70.0
40代	21	14	66.7	16	76.2
50代	14	8	57.1	9	64.3
60代	11	5	45.5	5	45.5
70代	3	2	66.7	2	66.7
80代以上	1	1	100.0	1	100.0
合計	63	36	57.1	42	66.7

資料：沼津市健康づくり課調べ（令和6年度）

## （5）8020の達成状況

8020の達成状況では、本市は69.7%で、県より低くなっています。

### 【80歳で自分の歯が20本以上ある人の割合】

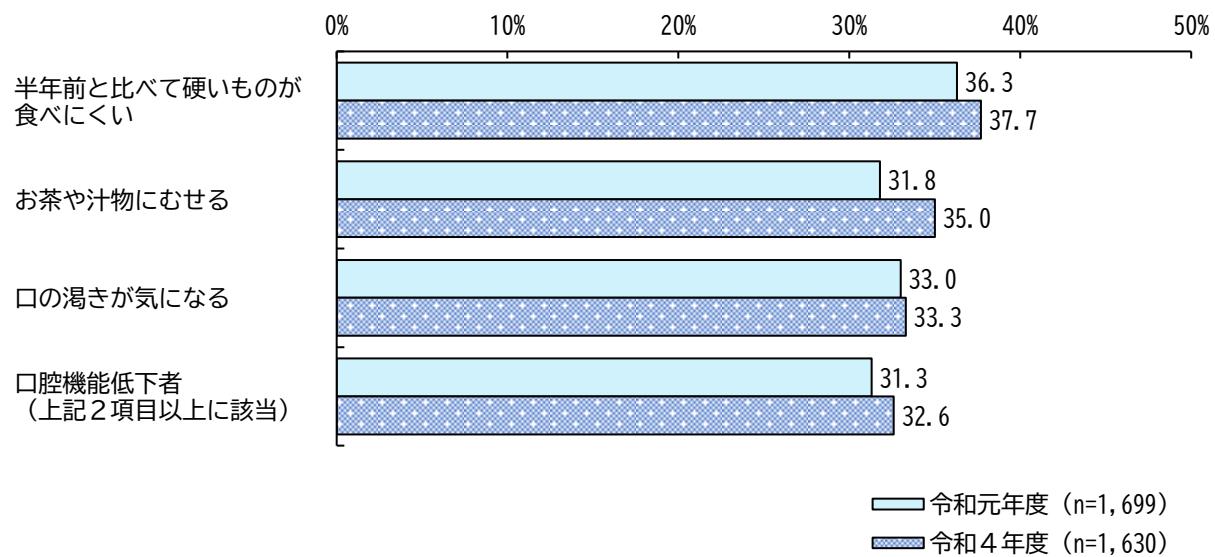
	達成率（%）
市	69.7
県	72.1

資料：令和6年度後期高齢者歯科健診結果（静岡県後期高齢者医療広域連合）

## (6) 高齢者の口腔の状況

口腔機能状況及び口腔機能の低下している高齢者の割合は、令和元年度と比較すると令和4年度は、いずれの項目も高くなっています。

### 【口腔機能状況と口腔機能低下者の割合】



資料：令和元年度・令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（沼津市長寿福祉課調べ）

## (7) 歯科診療所の状況

歯科診療所の状況では、本市では125か所となっています。人口10万人当たりの歯科診療所数は、本市は66.4か所で、県よりも多くなっています。

### 【歯科診療所の状況】

	歯科診療所数	人口10万人当たりの歯科診療所数
市	125	66.4
県	1,714	48.2

資料：令和5年度医療施設調査（厚生労働省）

## 第2節 アンケート調査結果の分析

### (1) 令和6年度第51回市民意識調査

「第3次沼津市歯科口腔保健計画」の策定にあたり、市民の歯と口腔の健康への意識や日常生活の状況を把握するため、歯と口腔の健康づくりについて、「令和6年度第51回市民意識調査」を実施しました。

以下に抜粋を掲載します。

#### 【アンケート調査の概要】

調査対象	満18歳以上の市民
抽出方法	住民基本台帳データより等間隔無作為抽出
調査方法	郵送及びインターネットによる回答
調査期間	令和6年6月18日（火）～7月5日（金）
発送数	2,150人（男1,075人・女1,075人） 配達不能数：5人

#### 【回収結果】

回収数	1,041票（うち、インターネットによる回答 282票）
回収率	48.5%

#### 【注意事項】

- 結果は百分率で表示しました。数表の百分率は少数点以下第2位を四捨五入しました。  
その結果、個々の比率の合計が100%にならないことがあります。
- 複数の回答をすることができる質問の場合は、回答数の合計を割った比率であり、その値は100%を超えます。
- 無回答及び無効回答を、あわせて無回答と表示しています。

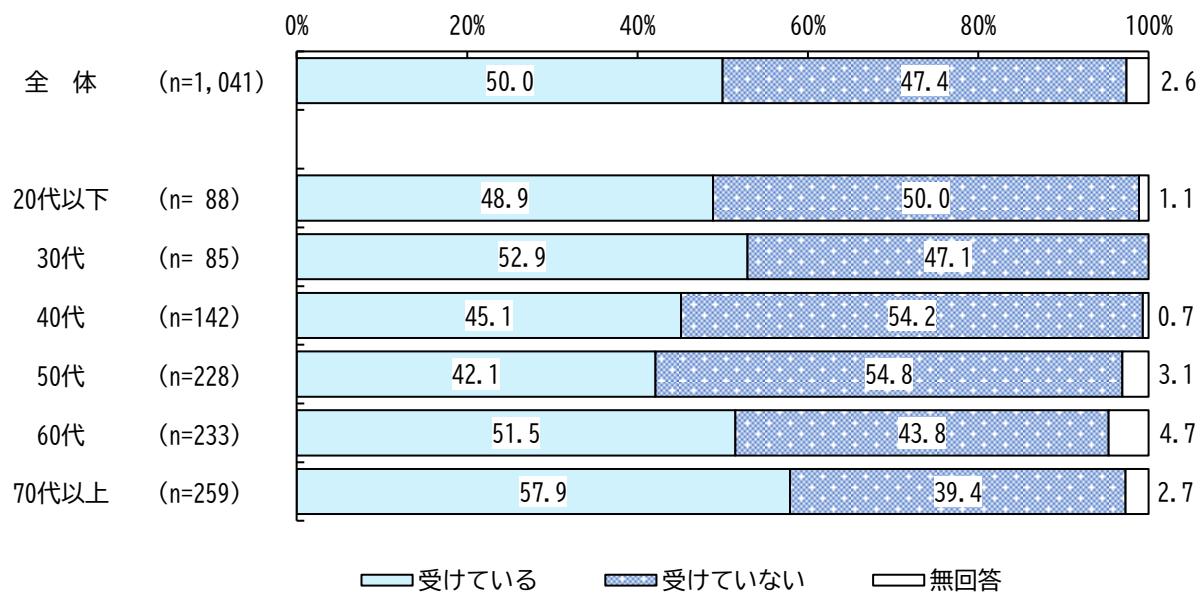
## ①定期的な歯の検診

問：あなたは予防のために1年に1回以上定期的な歯の検診を受けていますか。

(回答は1つ)

定期的な歯の検診を、「受けている」と回答した人が50.0%となっています。

年代別では、70代以上が57.9%と最も多く、40代で45.1%、50代で42.1%と少なくなっています。

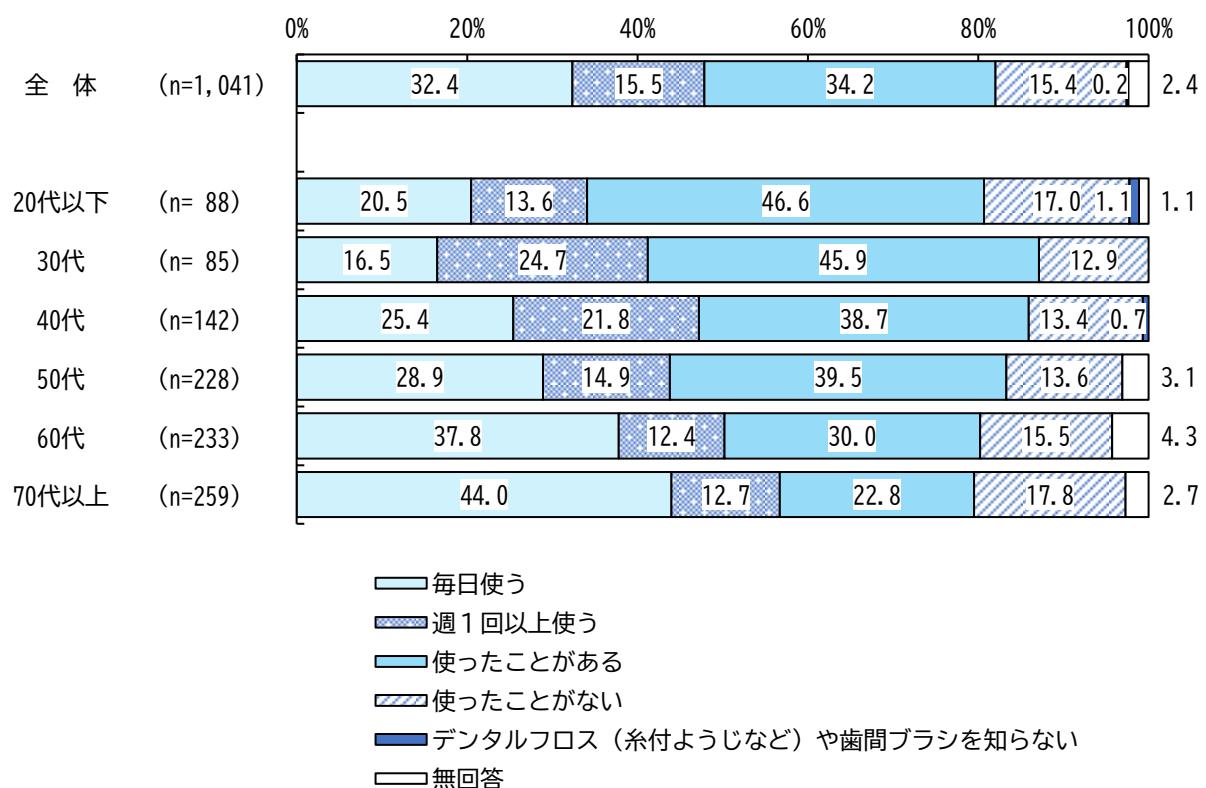


## ②歯間清掃用具使用

問：あなたはデンタルフロス（糸付ようじなど）や歯間ブラシを使っていますか。  
(回答は1つ)

デンタルフロスや歯間ブラシを「毎日使う」と「週1回以上使う」の回答を合わせると47.9%となり、習慣的に歯間清掃用具を使用している人は約5割となっています。

年代別では、20代以下で習慣的に使用したことのある割合が少なく、年齢が高くなるにつれ、多い傾向にあります。

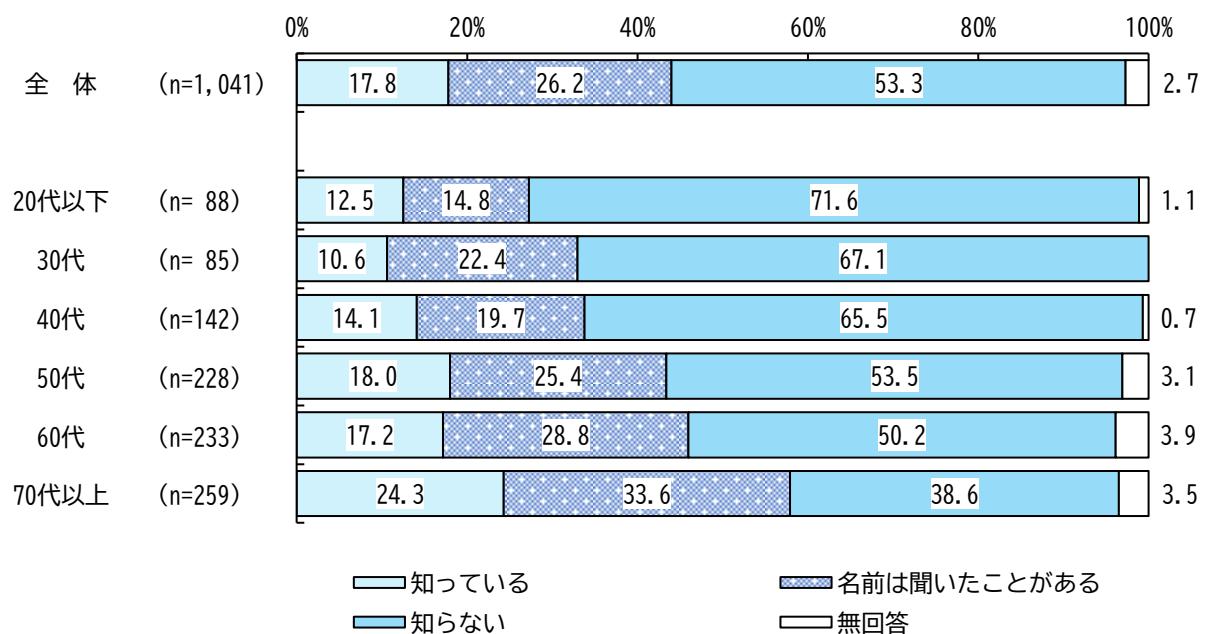


### ③オーラルフレイル

問：あなたはオーラルフレイルを知っていますか。（回答は1つ）

オーラルフレイルについて「知っている」が17.8%、「名前は聞いたことがある」と回答した人が26.2%となっています。

年代別では、40代以下で「知らない」と回答した人は約7割となっています。



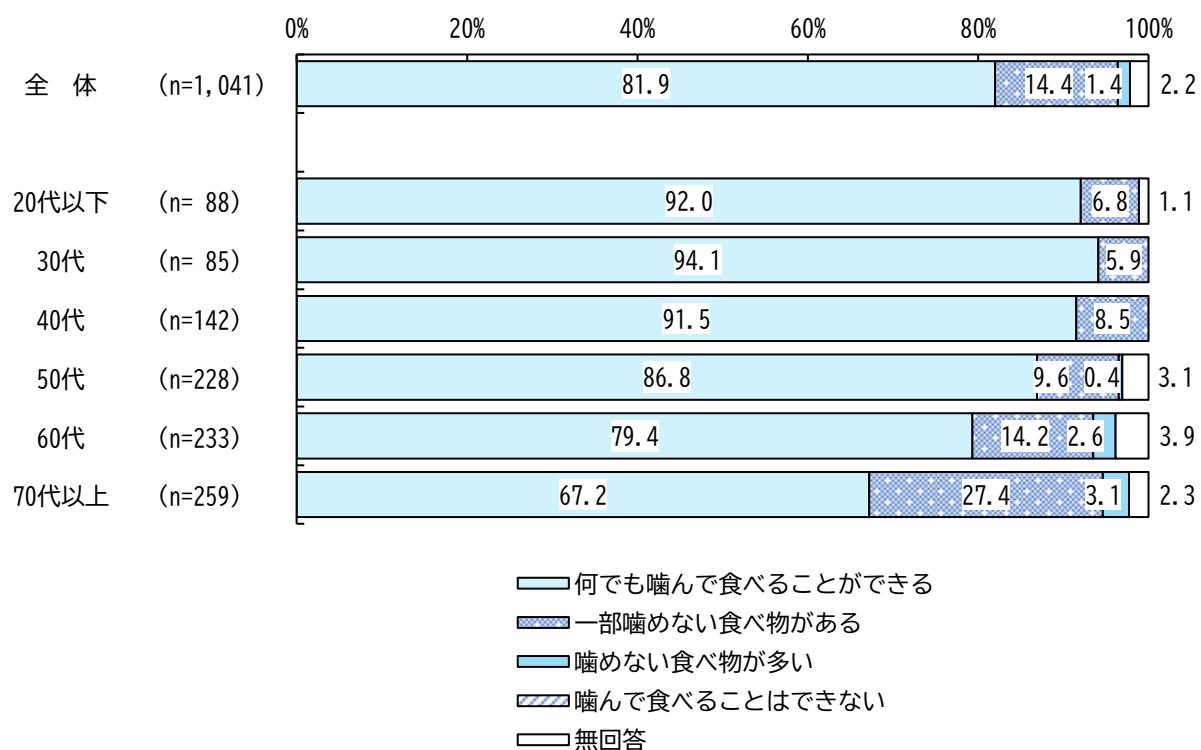
#### ④噛んで食べる時の状態

問：あなたの噛んで食べる時の状態について、あてはまるものを教えてください。

(回答は1つ)

噛んで食べる時の状態について、「何でも噛んで食べることができる」と回答した人が81.9%となっています。

年代別では、60代以上に、「一部噛めない食べ物がある」と「噛めない食べ物が多い」人が増加しています。

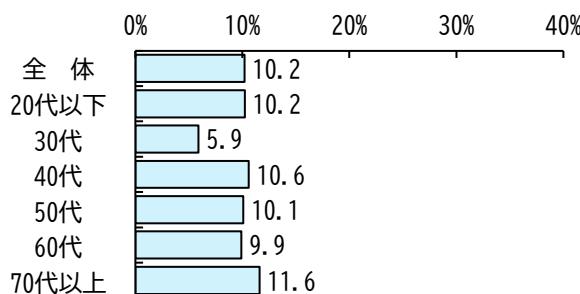


## ⑤歯ぐきの状態

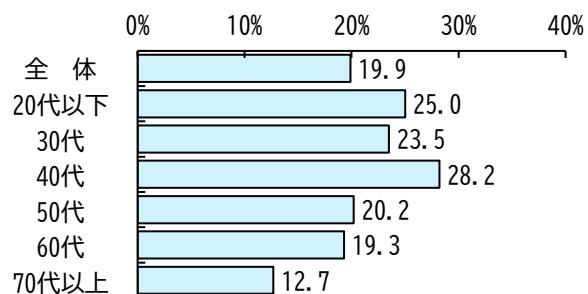
問：あなたの歯ぐきの状態についてあてはまるものをそれぞれ教えてください。

「歯を磨いた時に血が出る」と回答した人は40代が28.2%と最も多く、次いで、20代以下が25.0%となっています。

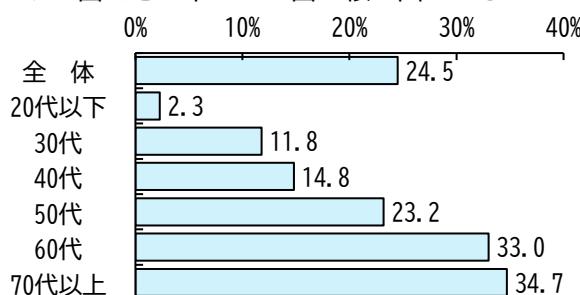
### ア 歯ぐきが腫れている



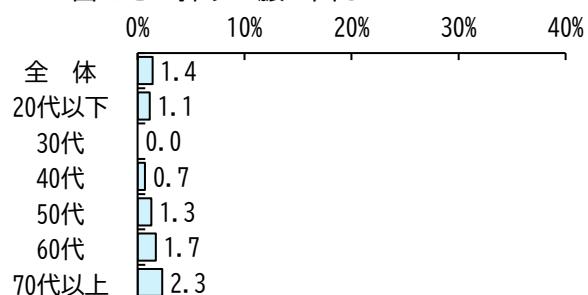
### イ 歯を磨いた時に血が出る



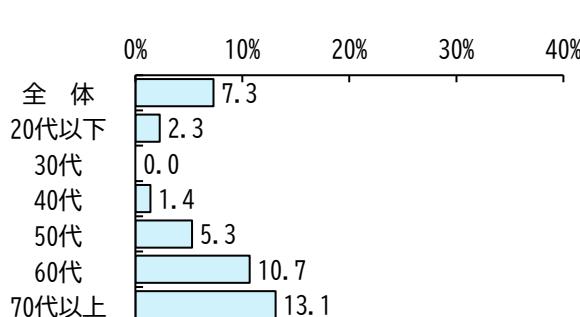
### ウ 歯ぐきが下がって歯の根が出ている



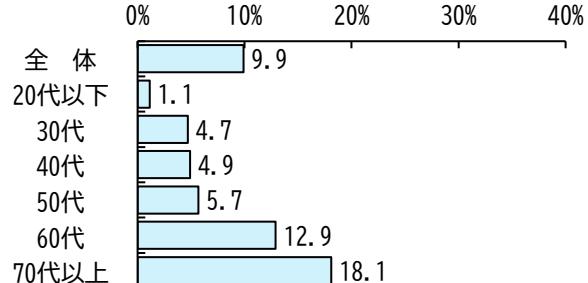
### エ 歯ぐきを押すと膿が出る



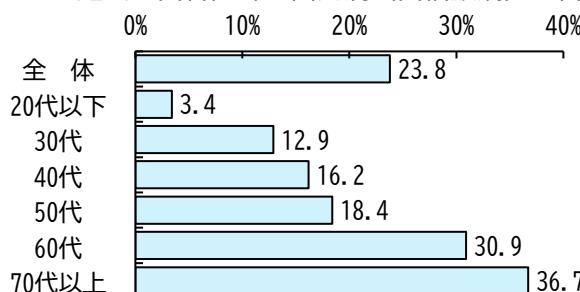
### オ 歯がぐらぐらする



### カ 歯科医師に歯周病（歯槽膿漏）と言われ、治療している



### キ 過去に歯科医師に歯周病（歯槽膿漏）と言われたことがある



全 体 n=1,041

20代以下 n= 88

30代 n= 85

40代 n=142

50代 n=228

60代 n=233

70代以上 n=259

## (2) 令和6年度沼津市民の健康に関するアンケート

「第2次沼津市歯科口腔保健計画」の評価と「第3次沼津市歯科口腔保健計画」の策定の資料とするため、「令和6年度沼津市民の健康に関するアンケート」を実施しました。

### 【アンケート調査の概要】

調査対象	18歳から74歳の市民（令和6年8月1日時点）
抽出方法	住民基本台帳データより等間隔無作為抽出
調査方法	郵送及びインターネットによる回答
調査期間	令和6年8月30日（金）～令和6年9月13日（金）
発送数	1,900票

### 【回収結果】

回収数	698票（うち、インターネットによる 200票）
回収率	36.7%

### 【注意事項】

- 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、比率の合計が100%にならないことがあります。
- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”的な場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- 一部のグラフにおいて、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。
- クロス集計のグラフにおいては、表側の「無回答」は表示していません。ただし、全体の件数には含めているので各項目分析事項の件数の合計が、全体の件数と一致しない場合があります。

## ①自分の歯の本数

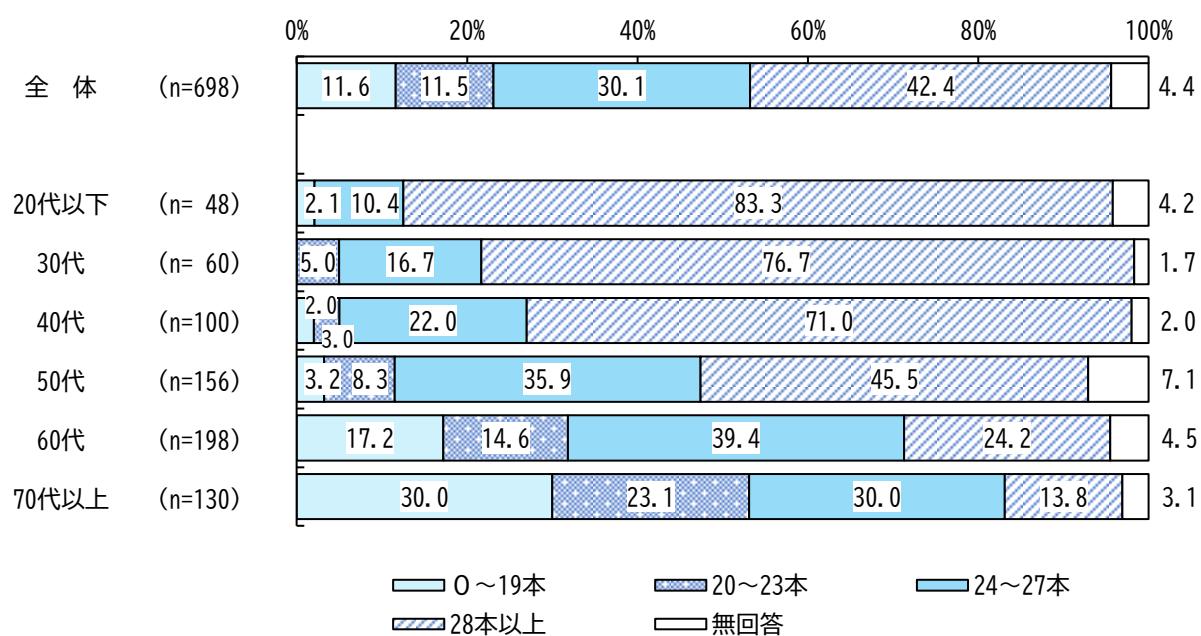
問：自分の歯は何本ありますか。

※親知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯は含みます。

※親知らずを入れないと全部で28本ありますが、多かったり少なかつたりする人もいます。

自分の歯が、「28本以上」ある人は、42.4%です。

年代別では、「28本以上」ある人は年齢が高くなるにつれて減少し、60代は24.2%となっています。50代以上で約半数の人が自分の歯を喪失しています。



### 第3節 第2次沼津市歯科口腔保健計画の評価

目標値、基準値に対する現状値の比較の表し方

◎：目標値を達成 ○：目標値には達しないが改善傾向 △：変化なし ×：基準値より悪化

指標		基準値 (令和元年度)	現状値 (令和6年度)	目標値	達成状況
むし歯がない者の割合	3歳児	92.9%	95.2%	増加	◎
むし歯がない者の割合	中学1年生	79.8%	82.5%	増加	◎
仕上げ磨きをする親の割合	3歳児	88.6%	83.0%	増加	×
子どものかかりつけ歯科医をもつ親の割合	3歳児	43.3%	48.4%	50.0%	○
妊婦歯科健診の受診率		27.1%	30.3%	40.0%	○
定期的に歯科検診を受けている者の割合	成人	43.0%	50.0%	65.0%	○
歯間清掃用具の使用割合	40代	43.4%	47.2%	60.0%	○
	60代		50.2%	70.0%	○
歯肉に炎症を有する者の割合	20代	31.7%	33.3%	25.0%	×
進行した歯周炎を有する者の割合	40代	36.5%	24.6%	25.0%	◎
	60代	52.8%	49.8%	45.0%	○
40歳（35～44歳）で喪失歯のない者の割合		66.7%	80.0%	80.0%	◎
60歳（55～64歳）で24本以上の自分の歯を有する者の割合		66.4%	73.9%	80.0%	○
咀嚼良好者の割合	60代	76.4%	79.4%	80.0%	○
歯周病検診受診者数（妊婦を除く）		707人	760人	800人	○
8020推進活動に関する研修会の実施		－	1回／年	1回／年	◎
咀嚼良好者の割合	70代以上	67.7%	67.2%	増加	×
80歳（75～84歳）で自分の歯が20本以上ある人の割合		41.0%	45.5% (令和4年度)	47.3%	○
訪問歯科診療を実施する歯科診療所数		27診療所	72診療所	増加	◎
障がい者（児）歯科相談を実施する歯科診療所数		102診療所	105診療所	増加	◎

上記指標の7項目で目標値を達成し、10項目で改善傾向にあります。

乳幼児期から学童期において、むし歯がない者の割合の増加がみられた一方で、歯肉に炎症を有する者の若年化などに課題があります。

## 第4節 歯科口腔保健をめぐる今後の課題

### (1) 歯科疾患の予防

#### <課題>

- 乳幼児期・学齢期でむし歯がない者の割合は増加していますが、学齢期でむし歯の初期症状や歯肉に軽度の炎症を認める者の割合は年齢が上がるにつれて増加しているため、むし歯の予防（フッ化物応用）に関する普及啓発を継続することが重要です。
- 20代で歯肉に炎症を有する者の割合が増加しているため、歯周炎について早期からの知識の普及が必要です。
- 妊婦の歯周病有病率は妊婦以外の20～40代よりも高くなっているため、妊娠期の口腔ケアの重要性や両親からむし歯菌が感染することなどの周知啓発を継続することが重要です。
- 定期的に歯科健診を受診している者の割合は、経年では増加しているが目標値には届いていないため、かかりつけ歯科医の確保と活用の促進に努める必要があります。

### (2) 口腔機能の獲得・維持・向上

#### <課題>

- 8020達成率が目標に届いておらず、県と比べて低い状況です。また、60歳で24本以上の自分の歯を有する者は73.9%であり、目標値に達していません。口腔機能の低下は、他の様々な機能の低下につながるため、口腔機能の健全な育成と維持・向上に努める必要があります。
- 40代以下の約7割がオーラルフレイルについて「知らない」と回答しているため、オーラルフレイルに関する知識の普及啓発を継続することが重要です。

### (3) 歯と口腔の健康づくりによる生活習慣病予防

#### <課題>

- 歯周病についての様々な研究により糖尿病の方は歯周病を発症しやすいことや、歯周病は循環器疾患の発症リスクになることなど、歯の健康は全身の健康と深く結びついているとの結果が得られています。また、本市では国と比べて脳血管疾患で死亡する人が多い傾向があるため、歯と口腔の健康づくりから生活習慣病予防の普及啓発を促進する必要があります。
- 喫煙は歯周病や口腔がんの発症と進行に悪影響を及ぼしますが、本市では喫煙習慣のある人が県より多いため、禁煙支援を促進します。

#### (4) 定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

##### <課題>

- 訪問歯科診療を実施する歯科診療所数は令和6年7月現在72診療所、障がい者（児）歯科相談を実施する歯科診療所数は、105診療所です。今後さらに高齢者人口が増加していくこと、生涯にわたり切れ目のない歯科口腔保健を実現していくことを踏まえ、要介護者や障がい者（児）などの要配慮者への歯科口腔保健の環境整備や歯科保健サービスの提供を推進する必要があります。

#### (5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

##### <課題>

- 保健・医療・福祉・介護などにおける多職種が連携し、それぞれの機関・団体が特性を活かし、社会全体で支える環境を整備していく必要があるため、理解を深めていくことが重要です。また、8020推進員の活動を引き続き推進していく必要があります。
- 将来起こりうる大規模災害に備え、災害時などにおける健康被害を予防するためには、歯科口腔保健の重要性について広く啓発し、平時からその意識を高めることが重要です。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 第1節 基本理念

人口減少と高齢者人口がピークに達すると言われる2040年問題を見据えて、介護予防事業の推進や介護サービスの充実といった取組は重要です。国の健康日本21（第三次）のビジョン及び基本的な方向でも、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸、健康格差の縮小が取り上げられています。健康寿命の延伸・健康格差の縮小において、歯と口腔の健康が重要であることが認知され、日々の口腔ケアが全身の健康や生活習慣病の予防にもつながることが明らかになっています。

健康寿命の延伸を図るために、乳幼児期では、口腔機能の獲得や望ましい口腔ケアの習得、成人期では歯科疾患の予防をはじめとした歯と口腔の健康づくりの推進、高齢期ではオーラルフレイル予防などを行い、生涯を通じて「歯と口腔の健康づくり」に取り組むことが重要です。

本計画においては、「沼津市歯科口腔保健計画」・「第2次沼津市歯科口腔保健計画」の流れを継承しつつ、市民が健康で豊かな生活を営むために、基本理念を「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり推進による健康寿命の延伸・生活の質の向上」とし、前計画の理念を踏襲しながら歯科口腔保健を適切かつ効果的に推進します。

### 生涯を通じた歯と口腔の健康づくり推進による 健康寿命の延伸・生活の質の向上

## 第2節 基本目標

基本理念を達成するために次の5つの目標を掲げ、現状分析をもとに課題を整理し、それぞれの対策となる取組を進めます。

1. 歯科疾患の予防
2. 口腔機能の獲得・維持・向上
3. 歯と口腔の健康づくりによる生活習慣病予防
4. 定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

### 第3節 施策体系

※  
基本  
理念

生涯を通じた歯と口腔の健康づくり推進による健康寿命の延伸・生活の質の向上

「 <b>基本目標</b> 」	「 <b>施策</b> 」
1. 歯科疾患の予防	①歯と口腔の健康づくりに資する知識の普及啓発 ②むし歯及び歯周病等歯科疾患の予防対策 ③定期的な歯科検診の推奨 ④規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の習得
2. 口腔機能の獲得・維持・向上	①口腔機能の健全な育成 ②口腔機能の維持・向上によるオーラルフレイル予防対策
3. 歯と口腔の健康づくりによる生活習慣病予防	①歯と口腔の健康づくりの観点からの生活習慣病の予防対策
4. 定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健	①要介護者や障がい者（児）等の要配慮者への歯科口腔保健の環境整備
5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	①多職種連携に基づく環境整備 ②災害時等の歯科口腔保健対策

## 第4章 施策の展開

---

今後、社会のさらなる多様化が見込まれることや人生100年時代の到来を踏まえれば、生活習慣の改善や社会環境整備の各要素を、様々なライフステージにおいて享受できることがより重要となることから、各ライフステージに特有の歯と口腔の健康づくりについて、引き続き取り組む必要があります。加えて、現在の歯と口腔の健康状態が、これまでの自らの生活習慣や社会環境などの影響を受けている可能性があることや次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、ライフコースの視点（妊娠期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時に捉えた歯と口腔の健康づくり）からもアプローチしていくことが重要です。

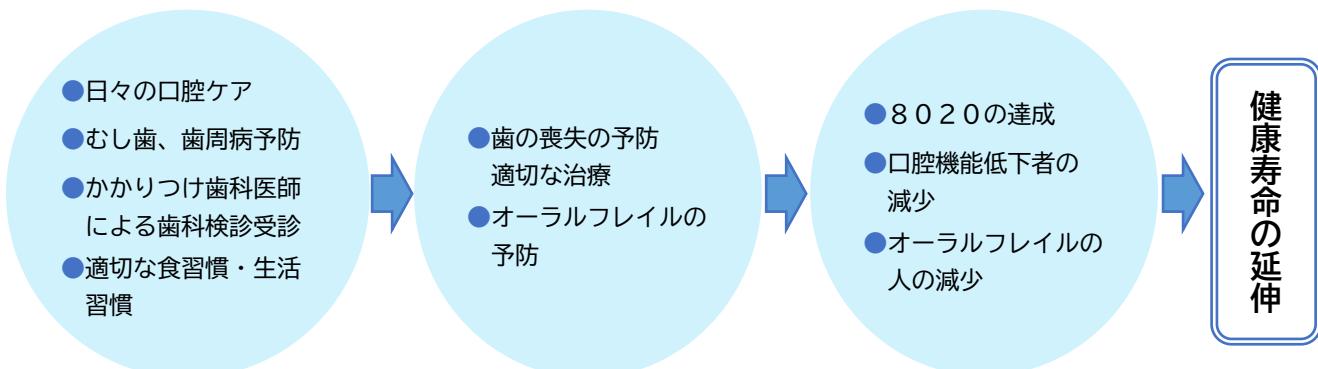
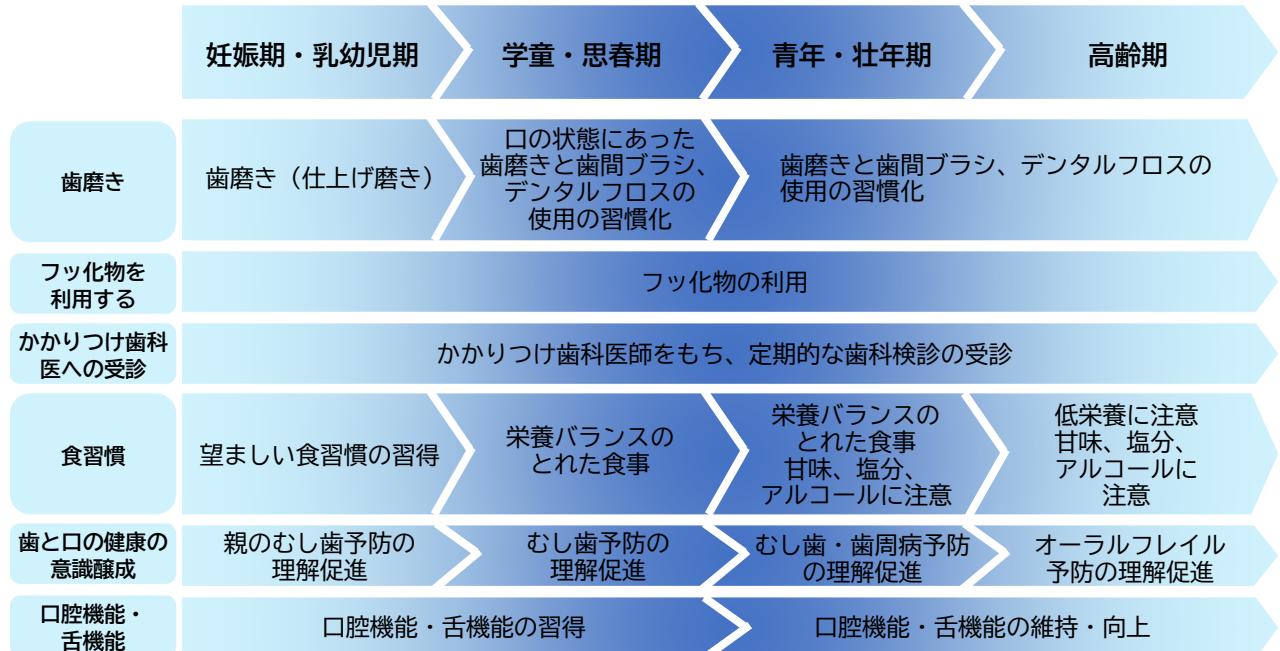
## 1 ライフコースアプローチを踏まえた歯と口腔の健康づくり

市民一人ひとりの現在の歯と口腔の健康状態は、これまでの生活習慣や社会的環境などの影響を受けているものであり、自身の今後の健康や子どもなどの次世代の健康にも影響を及ぼすものであります。子どもの頃から望ましい歯磨き習慣の形成、フッ化物の利用、かかりつけ歯科医への受診、適切な食習慣・生活習慣の習得を行うことなどは、むし歯や歯周病の予防、口腔機能の維持・向上が図られ、その継続が、歯や口腔だけでなく全身の健康づくりも推進させます。

歯と口腔の健康を取り巻く状況は、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期などの人の生涯における各段階）ごとに異なります。

胎児期から高齢期にいたるまでの人の生涯を経時に捉えたライフコースアプローチの観点を取り入れ、個人の特性をより重視しつつ、歯と口腔の健康づくりを行うことが、健康寿命の延伸につながります。

### ●健康寿命の延伸につながる歯や口腔の健康に関するライフコースアプローチ●



## 2 ライフステージ別にみた歯科口腔保健対策

各ライフステージにおいての歯と口腔の健康に資する取組の主体を明確にし、目標に向かってそれが実践・協力していくため、【市民・家庭】、【地域・関係団体】【行政】の実施主体別に取組事項を明記します。

ライフステージは、妊娠期、乳幼児期（0～5歳）、学童・思春期（6～18歳）、青年期（19～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）、特別な配慮を要する者（障がい者（児）・要介護者）に区分します。

### （1）妊娠期、乳幼児期、学童・思春期

#### <歯科的特徴>

妊娠期は、ホルモンバランスの変化や生活習慣の影響により、むし歯や歯周病が発生・進行しやすくなります。特に歯周病は低体重児の出産や流産・早産のリスクを高めることがあるため、予防と早期治療が重要です。また、乳歯と永久歯の一部は胎児期から形成が始まるため、妊娠中の口腔ケアは生まれてくる子どもの歯と口腔の健康を守る第一歩となります。

乳幼児期は味覚が育ち始め、将来の食生活の基盤を作られる重要な時期です。乳歯は生後7か月頃から生え始め、3歳頃にはほとんどの乳歯が生えそろいます。歯の成長とともに、食べる力や話す力も発達します。この時期には、早寝早起きなどの規則正しい生活習慣や、望ましい食習慣の習得、毎食後の口腔ケアが重要であり、これらが歯と口腔の健康づくりの基礎となります。乳幼児は自分で歯をきれいに磨くことが難しいため、大人が責任を持ってケアを行う必要があります。仕上げ磨きや、口の中の状態を日々チェックする習慣を身につけることが大切です。

学童・思春期は、乳歯から永久歯へと歯が生え変わる時期であり、生えたばかりの永久歯はまだ弱く、むし歯になりやすいのが特徴です。また、歯の生え変わりによって歯並びが複雑になりやすく、歯ぐきの炎症（歯肉炎）も起りやすくなります。こうした問題を予防するためにも、家庭や学校での食事後に、正しい歯みがきを行うなど望ましい口腔ケアの習慣を身につけることが大切です。

## <現状と課題>

- 歯周病検診の結果では、妊婦は妊婦以外の20～40歳代に比べて有病率が高くなっています。
- むし歯の有病率は経年でみると減少傾向にありますが、年齢が上がるにつれて増加しています。
- 本人が磨いた後に保護者が仕上げ磨きをしている割合は1歳児で70.2%、3歳児で83.0%となっています。デンタルフロス使用率は1歳児10.2%、3歳児で27.1%となっています。各種健診などを利用し、仕上げ磨きや歯磨き以外の口腔ケア用品の使用の周知啓発を継続します。
- かかりつけ歯科医をもつ親の割合は1歳児で27.8%、3歳児で48.4%となっています。定期的な歯科検診のためにも、かかりつけ歯科医についての周知啓発の継続が重要です。
- 学童期のむし歯の有病率は改善傾向にありますが、むし歯がある児童は一定数存在しています。受診につながらない家庭への指導が大きな課題です。

妊娠期は、ホルモンバランスの変化や生活習慣の変化により、歯周病やむし歯のリスクが高まる時期です。妊娠期の歯と口腔の健康管理の重要性を周知啓発する必要があります。

乳幼児期は親からの感染や食生活の変化により、むし歯になりやすい時期です。保護者による口腔ケアが重要ですので、正しいケアの仕方や食生活の知識を保護者が学習し実践することが必要です。歯磨き、仕上げ磨きだけでなく、デンタルフロスなどの歯間清掃用具の使用を周知啓発していく必要があります。乳幼児期から望ましい食習慣や生活習慣を習得できるように啓発することが重要です。

学童期からむし歯などの歯科疾患がある児童が増えてきます。家庭と教育機関が連携し、情報共有を進め、学童期の歯科疾患の予防や早期発見・早期治療につなげることが重要です。予防や治療は、青年期以降の健康課題にもつながるため、規則正しい生活習慣などの保健指導、フッ化物の応用や歯磨きなどの口腔ケアの徹底、定期的な歯科検診受診による早期発見・早期治療を推進し、歯と口腔の健康づくりに努めます。

## <目標>

### 【妊娠期】

生まれてくる赤ちゃんのため両親が自分の生活習慣を見直すとともに、  
自分の歯と口腔の健康を守り、歯の喪失を防止し、口腔内を清潔にして、  
口から食べて活力を維持する

«つわりなどでむし歯や歯肉炎にかかりやすい時期»

- 妊娠性歯肉炎を予防する
- 両親などから子どもにむし歯菌が感染することを理解する

### 【乳幼児期】

子どもの歯の健康を守り、食べる・話すなど口腔の機能を育てる

«食べる機能を獲得、味覚形成の重要な時期»

- 規則正しい生活習慣や歯磨き習慣を確立する
- 望ましい食習慣の基本を確立する

### 【学童・思春期】

歯と口腔のケアの方法を身につけ、歯と口腔の健康づくりの基礎をつくる

«生涯を通じた健康づくりを形成する重要な時期»

- 自分の健康は自分で守る意識をもつ
- 生えてくる永久歯のむし歯を予防する
- 歯肉炎について理解し、予防を実践する

## <それぞれの取組>

### ●市民、家庭の取組

取組概要	基本目標 と施策
妊娠期のむし歯・歯周病予防のために、健診・治療を受けましょう。	1-②
フッ化物の利用を心がけましょう。	1-②
正しい歯磨き・仕上げ磨きの習慣、歯間清掃用具の使用を身につけましょう。	1-②
かかりつけ歯科医をもち、定期的に家族で受診をしましょう。	1-③
妊娠中はバランスのよい食事を心がけ、胎児期の歯の形成を育みましょう。	1-④
規則正しい生活習慣、食習慣、よく噛んで食べることを身につけましょう。	1-④
乳幼児期のおやつは、食事の補いと考え、時間と量を決めて食べましょう。	1-④
受動喫煙による妊婦や子どもへの健康被害の防止に努めましょう。	3-①
喫煙している妊婦とその家族は、妊娠を機に禁煙しましょう。	3-①
災害時の口腔ケアを学びつつ、災害時の備えとして口腔ケア用品の備蓄を行いましょう。	5-②

### ●地域、関係団体の取組

取組概要	基本目標 と施策
妊婦に対して、歯科健診の受診勧奨をするとともに妊娠中の歯と口腔の健康管理の重要性や、胎児期からの歯の健康づくりについて、広く啓発を行います。	1-①
歯と口の健康週間のイベントを実施し、市民の歯と口腔の健康意識の向上を図ります。	1-①
歯と口の健康週間に合わせて、子育て支援センターなどでむし歯予防の健康教育を行います。	1-①
8020推進員が、幼児・学童に向けて、むし歯予防、規則正しい生活習慣、食習慣の大切さについて啓発を行います。	1-①
歯科医療機関との連携を図り、妊婦歯科健診の受診勧奨を行います。	1-②
フッ化物の利用によるむし歯予防の指導や啓発を行います。	1-②
園歯科医・学校歯科医は、保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校での子どもの歯と口腔の健康について地域や関係機関と連携して取り組みます。	5-①
自治会や自主防災組織などと連携して、災害時の口腔ケアのやり方の周知、口腔ケア用品の備蓄、災害バッグへの追加などを勧奨します。	5-②

## ●保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校の取組

取組概要	基本目標 と施策	担当課
「園だより」「季刊誌」「保健だより」などを通じて、むし歯や歯周病予防、よく噛むことの大切さについての啓発をします。	1 -①	こども未来創造課 学校教育課
小中学校で給食後の歯磨きを推進します。	1 -②	学校教育課
学校歯科健康診断後に必要と認められた児童生徒に、歯科医院の受診を勧奨します。	1 -②	学校教育課
規則正しい生活習慣、食習慣の知識を普及します。	1 -④	こども未来創造課 学校教育課

## ●行政の取組

取組概要	基本目標 と施策	担当課
歯周病が妊娠・出産に及ぼす影響についての知識を普及します。	1 -①	健康づくり課
フッ化物に関する正しい知識を啓発し、利用を促進します。	1 -①	健康づくり課 こども未来創造課 学校教育課
母子健康手帳交付時に、妊婦に歯科健診受診を勧奨します。	1 -②	健康づくり課
かかりつけ歯科医への定期受診を勧め、歯科保健指導の充実を図ります。	1 -③	健康づくり課
規則正しい生活習慣、食習慣の知識を普及します。	1 -④	健康づくり課
栄養分野と連携を図り、よく噛んで食べることの支援をします。	2 -①	健康づくり課
喫煙が、妊婦や子どもの歯と口腔の健康に及ぼす影響について啓発を行います。	3 -①	健康づくり課
乳幼児期の歯の健康を守る支援として「お口の健康手帳」を配布します。	5 -①	健康づくり課
災害時の歯科口腔のケア及び口腔ケア用品の備蓄についての啓発を行います。	5 -②	健康づくり課 こども未来創造課 学校教育課

<評価指標>

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	備考 ①数値の根拠 ②目標値設定根拠
4本以上のむし歯を有する人の割合（3歳児）	2.2%	1.5%	①沼津市健康づくり課調べ ②第3次静岡県歯科保健計画
むし歯がない人の割合 (中学1年生)	82.5%	増加	①静岡県学校歯科保健調査結果 ②第3次静岡県歯科保健計画
仕上げ磨きをする親の割合 (3歳児)	83.6%	増加	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
こどものかかりつけ歯科医をもつ親の割合（3歳児）	48.5%	50.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
妊娠歯科健診の受診率	27.1%	40.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
歯肉に炎症所見（G+G0）を有する割合（中学3年生）	21.5%	19.0%	①静岡県学校歯科保健調査 ②静岡県学校歯科保健調査
乳歯むし歯を経験した人の割合（5歳児）	19.2%	15.0%	①静岡県5歳児歯科調査 ②静岡県5歳児歯科調査

## (2) 青年・壮年期

### <歯科的特徴>

青年期から壮年期にかけては、大学や専門学校、就職などにおける歯科健診の実施が少なく、さらに進学、就職、結婚、出産、子育てなどライフスタイルが変化し、歯と口腔の健康への関心が低くなりがちです。その結果、進行した歯周病のある人が増え始め、歯を失うリスクが年齢とともに増加します。また、むし歯の治療をした歯が再びむし歯になる「二次う蝕」や未処置のままのむし歯が放置されている状態もみられます。

歯周病は、歯の喪失の主な原因であり、近年では喫煙や糖尿病、循環器疾患などの生活習慣病との関連性が指摘されています。特に、歯周病予防の観点から、禁煙支援と緊密に連携した歯周病対策などに取り組む必要があります。

### <現状と課題>

- 定期的に歯科検診を受診している人の割合は50.0%で、改善傾向にありますが目標値に達していません。
- 歯間清掃用具を使用する人の割合は、40代47.2%、60代50.2%で、改善傾向にありますが目標値に達していません。
- 歯肉に炎症を有する人の割合は20代から多くなっています。また進行した歯周炎を有する人の割合は、40代は24.6%と減少しましたが、60代は49.8%と約半数が該当しています。早期発見・早期治療が重要です。
- 60歳で24本以上の自分の歯を有する人は73.9%で、6024運動を推進し8020運動へつなげることが重要です。
- 歯周病有病率は30代から増加しており、2人に1人は歯周病に罹患しています。
- オーラルフレイルの周知に取り組んでいますが、その認知度は44.0%です。

むし歯や歯周病は歯を失う主な原因であり、これらを早期に発見して治療につなげるためには、定期的な歯科検診を受診し、歯と口腔の健康管理を行うことが重要です。あわせて、歯磨きや歯間清掃用具の正しい使い方など、適切な口腔ケアについて周知することが必要です。

また、歯周病が糖尿病や循環器疾患など多くの全身疾患に影響を与えることや、喫煙と歯周病が相互に関連していることについても広く伝える必要があります。

歯と口腔の健康を守り向上させるために、オーラルフレイルに関する知識を普及させ、青年・壮年期のオーラルフレイル予防を推進することが重要です。

## <目標>

歯と口腔の機能を維持向上するとともに、歯科疾患を予防する  
«生活環境が大きく変化し、歯と口腔の適切な自己管理が必要な時期»

- 歯と口腔機能の維持・向上（早期からのオーラルフレイル予防）
- 歯科疾患の発症予防・重症化予防（むし歯、歯周病）
- 歯と口腔の健康づくりによる生活習慣病予防（特に糖尿病、喫煙）

## <それぞれの取組>

### ●市民、家庭の取組

取組概要	基本目標 と施策
むし歯や歯周病の原因、オーラルフレイルの知識について正しく理解しましょう。	1-①
フッ化物入り歯磨き剤を使い、毎食後の歯磨きと歯間清掃用具も使用したセルフケアを身につけましょう。	1-②
定期的に歯科検診を受け、悪化する前に早めに治療しましょう。	1-③
歯と口腔の相談ができるかかりつけ歯科医をもち、定期的に歯と口腔の健康管理（クリーニングなど）を受けましょう。	1-③
そしゃく・えん下機能を維持・向上するための方法を実践し、口腔機能低下を防ぎましょう。	2-②
喫煙（加熱式たばこなどを含む）が歯周病に及ぼす影響について理解しましょう。	3-①
8020推進員研修会に参加し、8020推進員として活動しましょう。	5-①
災害時の備えとして、口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）を備蓄し、災害バッグなどに入れましょう。	5-②

## ● 地域、関係団体の取組

取組概要	基本目標 と施策
歯と口腔の健康づくりについて、学習する機会を設けます。	1-①
かかりつけ歯科医として、定期的に歯と口腔の健康管理（クリーニングなど）を受けられる環境を整えます。	1-③
歯周病と全身の健康への関連や、喫煙が及ぼす影響について知識の普及をします。	3-①
事業所などが歯科検診や歯科保健指導を受けやすい環境を整えます。	5-①
8020推進員として、歯科検診の受診促進・オーラルフレイル予防の啓発活動を行います。	5-①
歯科医師会は、8020推進員の育成及び活動を支援します。	5-①
災害時の口腔ケアを普及するとともに、口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）の備蓄や災害バッグへの追加などを勧奨します。	5-②

## ● 行政の取組

取組概要	基本目標 と施策	担当課
歯と口腔の健康について、歯磨き方法や歯間清掃用具の使用方法など、正しい知識を普及します。	1-②	健康づくり課
定期的な歯科検診を勧奨します。	1-③	
歯周病検診後に必要と認められた人が、かかりつけ歯科医にて定期的に歯と口腔の健康管理ができるよう勧奨します。	1-③	
オーラルフレイル予防のために口腔機能の維持・向上の大切さについて普及啓発を実施します。	2-②	
歯周病は糖尿病など全身疾患ともかかわりが深いため、生活習慣病予防の観点からも歯周病対策を行います。	3-①	
喫煙（加熱式たばこなどを含む）の生活習慣が歯周病の発症・重症化と関連があることから、禁煙の視点も含めた歯周病対策を行います。	3-①	
8020推進員を育成するとともに、推進員への研修会の開催や8020推進員・市民と連携した健康づくりを促進します。	5-①	
自治会や自主防災組織などと連携して、災害時の口腔ケア及び口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）の備蓄などについて情報を提供します。	5-②	

<評価指標>

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	備考 ①数値の根拠 ②目標値設定根拠
定期的に歯科検診を受けている人の割合（成人）	50.0%	70.0%	①市民意識調査 ②沼津市健康づくり課 (参考：第3次静岡県歯科保健計画)
40歳で未処置のむし歯を有する人の割合	33.9%	10.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②第3次静岡県歯科保健計画
50歳で未処置のむし歯を有する人の割合	33.3%	10.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②第3次静岡県歯科保健計画
60歳で未処置のむし歯を有する人の割合	25.0%	10.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②第3次静岡県歯科保健計画
歯肉に炎症を有する人の割合（20代）	33.3%	20.0%	①市民意識調査 ②第3次静岡県歯科保健計画
40歳で歯周炎を有する人の割合	54.8%	40.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課 (参考：第3次静岡県歯科保健計画)
60歳で歯周炎を有する人の割合	62.5%	50.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課 (参考：第3次静岡県歯科保健計画)
そしゃく良好者の割合（50代）	86.8%	90.0%	①市民意識調査 ②第3次静岡県歯科保健計画
歯周病検診受診率（20, 30, 40, 50, 60, 70歳）	1.1%	5.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
8020推進員の養成数	602人	増加	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
オーラルフレイルの認知度	44.0%	50.0%	①市民意識調査 ②第3次静岡県歯科保健計画

### (3) 高齢期

#### <歯科的特徴>

高齢期になると、歯周病が重症化し、それに伴い歯を失う人も急増します。この時期は義歯（入れ歯）を使用する人の割合も高くなりますが、不適切な清掃により、義歯に細菌が付着し、汚れがたまりやすくなり、むし歯や歯周病の原因になります。

また、青年期や壮年期での日々の口腔ケアの結果で個人差が大きく出る時期です。口腔機能を維持するために口腔ケアの継続や見直しが必要です。

高齢期で起こるオーラルフレイルは、食事や会話に影響を与えるだけでなく、低栄養、認知症、筋力低下といった全身の健康問題を引き起こす恐れがあり、結果的に生活の質の低下を招く可能性があります。

さらに、唾液の分泌が減少し、噛む力や飲み込む力（そしゃく・えん下機能）が弱くなることで、口の中を清潔に保つ力（自浄作用）が低下し、誤えん性肺炎のリスクが高まります。

#### <現状と課題>

- 8020達成率は、県と比較して、低い状況です。
- 80歳（75～84歳）で自分の歯が20本以上ある人の割合は、令和元年度は41.0%、令和4年度は45.5%と微増し改善傾向にあります。
- 口腔機能の低下している高齢者は、令和元年度が31.3%、令和4年度が32.6%と微増し、悪化しています。
- 70歳代以降で定期的な歯科検診を受診している人は57.9%で、約4割の人が受診していません。

高齢者にとって、そしゃく機能は栄養の摂取状態や体を動かす力と深く関係しており、食べる喜び、話す楽しみなど生活の質に直結しています。そのため、噛む力をはじめとする口腔の機能を維持・向上させることは非常に大切です。

80歳になっても自分の歯を20本以上保ち、しっかり噛める状態を維持するためには、日々の口腔ケアや定期的な歯科検診受診などの、歯科疾患の予防や治療をすることが重要です。加齢による身体機能低下を防ぐためにも、オーラルフレイルを予防する取組が求められます。

#### <目標>

歯の喪失を防止し、口腔内を清潔にして、口から食べて活力を維持する  
『『唾液の減少、歯の喪失などで誤嚥・窒息を起こしやすくなる時期』』

- 口腔内を清潔に保ち、誤えん性肺炎を予防する
- 口腔機能を維持・向上する
- オーラルフレイルを早期発見し、フレイル予防につなげる

## <それぞれの取組>

### ●市民、家庭の取組

取組概要	基本目標 と施策
フッ化物入り歯磨き剤を使用した歯磨きと歯間清掃用具の使用、義歯の手入れなどの正しい口腔のケアを理解し、歯と口腔を清潔に保ちましょう。	1 - ②
かかりつけ歯科医をもち定期的に歯科検診を受けましょう。	1 - ③
飲み込む機能を維持・向上するためのお口の体操やよく噛むことで、口腔機能低下を防ぎ、窒息などを予防しましょう。	2 - ②
歯と口腔の健康が全身に及ぼす影響を理解しましょう。	3 - ①
災害時の備えとして、口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）を備蓄し、災害バッグなどに入れましょう。	5 - ②

### ●地域、関係団体の取組

取組概要	基本目標 と施策
地域の集まりなどで歯と口腔の健康について学ぶ機会を提供します。	1 - ①
個々に応じた口腔のケアや重要性について指導します。	1 - ②
定期的に歯科検診を受けるよう働きかけをします。	1 - ③
楽しく食べて、会話ができるような場を提供します。	1 - ④
8020推進員として、オーラルフレイル予防の啓発活動を行います。	5 - ①
災害時の口腔ケアを普及するとともに、口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）の備蓄や災害バッグへの追加などを勧奨します。	5 - ②

## ●行政の取組

取組概要	基本目標 と施策	担当課
各種講座などで、歯と口腔の健康づくりや口腔のケアについて情報を提供します。	1 -①	長寿福祉課
歯周病検診や各種講座・イベントなどで、歯と口腔の健康づくりや口腔のケア、オーラルフレイル予防について情報を提供します。	1 -①	健康づくり課
歯周病検診時に、歯科衛生士によるブラッシング指導、定期受診とメンテナンスの必要性についての啓発を行います。	1 -②	健康づくり課
各種講座などで、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診を受けるよう勧奨します。	1 -③	長寿福祉課
定期的な歯科検診を勧奨します。	1 -③	健康づくり課
高齢者の通いの場や介護予防事業において、オーラルフレイルや認知症、誤えん性肺炎などの予防のための口腔機能維持・低下予防の健康教育を実施します。	2 -②	長寿福祉課
地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの専門職を対象に、オーラルフレイル予防に関する研修会を開催します。	5 -①	長寿福祉課
地域包括支援センターと連携し、介護予防における口腔機能の重要性の啓発を行います。	5 -①	長寿福祉課
自治会や自主防災組織などと連携して、災害時の口腔ケア及び口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）の備蓄などについて情報を提供します。	5 -②	健康づくり課 長寿福祉課

## <評価指標>

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	備考
			①数値の根拠 ②目標値設定根拠
そしゃく良好者の割合 (70代以上)	67.2%	増加	①市民意識調査
定期的に歯科検診を受けて いる人の割合 (70代以上)	57.9%	増加	①市民意識調査
80歳で自分の歯が20本以上あ る人の割合	69.7%	77.3%	①後期高齢者歯科健診結果 ②沼津市健康づくり課 (参考：第3次静岡県歯科保健計画)

## (4) 特別な配慮を要する者（障がい者（児）・要介護者）

### <歯科的特徴>

障がい者（児）や要介護者など、特別な配慮が必要な方は、身体や認知機能の障がいにより、自分で口腔ケアを行うこと、歯科受診することが難しい場合があり、むし歯や歯周病などの口腔疾患が発生しやすい状況にあります。そのため、自身での口腔ケアや介助者によるケアを支援し、診療時にも特別な配慮を行うことが必要です。

また、歯周病に加え、そしゃくやえん下機能の低下は、誤えん性肺炎など全身の健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。そこで、口腔機能を維持・向上させることで、疾病発症のリスクを減らし、要介護状態の重度化を防ぐことが重要です。

### <現状と課題>

- 障がい者（児）に対して、障がい者歯科相談医を設定し、105診療所（令和6年7月現在）にて相談対応を実施しています。
- 寝たきりなどで歯科医院に通院できない人に対し、72診療所（令和6年7月現在）にて在宅での歯科訪問診療を実施しています。

障がい者（児）や要介護者などの場合、本人から症状の訴えがなくても、むし歯や歯周病などを早期に発見し、必要な治療や指導を早期に受けられる体制を整えることが重要です。

また、口腔ケアの重要性について周知啓発を継続し、要介護者やその介護者に効果的な口腔ケアのやり方などの情報提供を推進していく必要があります。

### <目標>

#### 個々の状態に適した歯の健康を守るために意識の向上と口腔のケアの習慣化を図る

- 本人や家族が家庭でできる口腔のケアについて知り、実践する
- 口腔機能を維持・向上する
- 歯と口腔の健康を維持するために、定期的にかかりつけ歯科医を受診し、メンテナンスを受ける

## <それぞれの取組>

### ●市民、家庭の取組

取組概要	基本目標 と施策
家族や介護職員などの支援を受けて、フッ化物入り歯磨き剤を使用した歯磨きと歯間清掃用具の使用、義歯の手入れなどの正しい口腔のケアを理解し、歯と口腔を清潔に保ちましょう。	1-②
介護をする人の口腔のケアを毎日行いましょう。	1-②
かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診や家庭でできる口腔のケアについて指導を受けましょう。	1-③
飲み込む機能を維持・向上するためのお口の体操やよく噛むことで、口腔機能低下を防ぎましょう。	2-②
摂食嚥下機能の低下から誤嚥性肺炎の予防が必要であることを理解しましょう。	2-②
歯と口腔の健康が全身に及ぼす影響を理解しましょう。	3-①
災害時の備えとして、口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）を備蓄し、災害バッグなどに入れましょう。	5-②

### ●地域、関係団体の取組

取組概要	基本目標 と施策
障がい者施設・障がい者支援事業所・介護サービス事業者・福祉施設などの職員が正しい口腔のケアや重要性を理解し、普及を行います。	1-①
個々に応じた口腔のケアや重要性について指導します。	1-②
訪問歯科診療や障がい者（児）歯科診療を実施する歯科医院について啓発し、かかりつけ歯科医をもつよう促進します。	1-③
定期的に歯科検診を受けるよう働きかけます。	1-③
障がい者（児）及び要介護者が安心して受診できるよう、相談や治療が受けやすい環境を整えます。	4-①
障がい者施設・介護施設は、入所者の定期的な歯科検診及び必要な歯科治療が受けられるよう体制を整備します。	4-①
障がい者（児）・要介護者を取り巻く関係機関は、連携を図り口腔衛生の保持増進を図ります。	4-①
8020推進員として、口腔のケアや歯科検診の重要性の啓発活動を行います。	5-①
災害時の口腔ケアを普及するとともに、口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）の備蓄や災害バッグへの追加などを勧奨します。	5-②

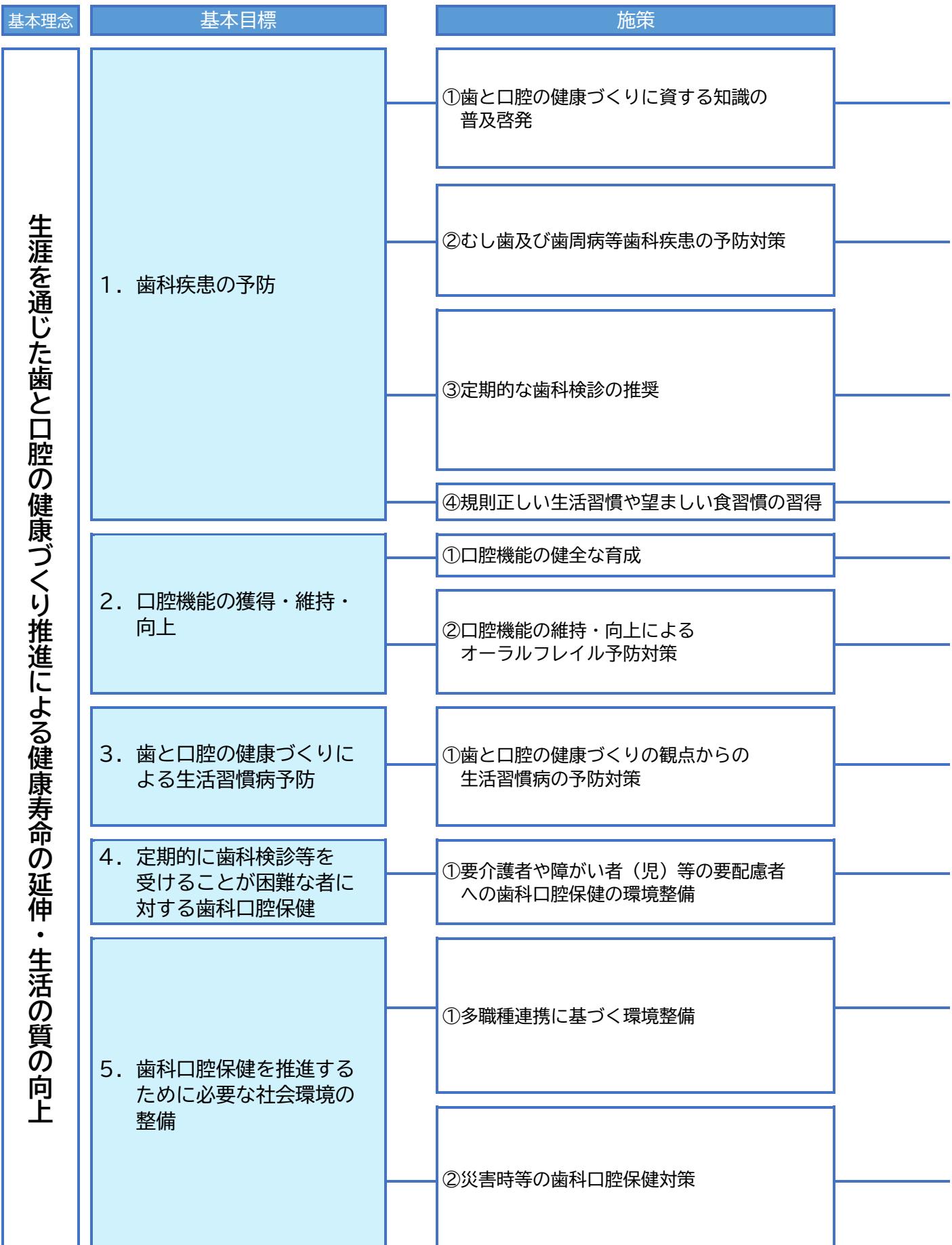
●行政の取組

取組概要	基本目標 と施策	担当課
乳幼児期からかかりつけ歯科医をもつことを勧め、歯と口腔の健康づくりや口腔のケアについて情報を提供します。	1 -①	健康づくり課
ホームページ、福祉サービスのしおり、事業所宛電子メールなどで、障がいのある人の歯科に関する情報を提供し、かかりつけ歯科医をもつことを勧奨します。	1 -③	障がい福祉課
誤えん性肺炎予防のため、口腔のケアが重要であることを周知します。	2 -②	健康づくり課 長寿福祉課
ケアマネジャーなど介護従事者に向け、歯科口腔管理に関する指導や助言を実施します。	4 -①	長寿福祉課
ケアマネジャーなど介護従事者や要介護者家族に向け、歯科口腔保健の知識及び市の取組について情報を提供します。	4 -①	長寿福祉課
障がい者（児）・要介護者が利用する施設などの職員が、利用者への正しい口腔ケアを理解し、実施するための支援をします。	4 -①	健康づくり課 長寿福祉課
在宅歯科医及び地域包括ケアにおける歯科専門職と保健、医療、福祉など多職種が連携して支援する体制を強化します。	5 -①	健康づくり課 長寿福祉課 障がい福祉課
ケアマネジャーなど介護従事者や要介護者家族に向け、災害時の口腔ケア及び口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）の備蓄などについて情報を提供します。	5 -②	健康づくり課 長寿福祉課 障がい福祉課

<評価指標>

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	備考
			①数値の根拠 ②目標値設定根拠
訪問歯科診療を実施する歯科診療所割合	68.6%	維持	①沼津市歯科医師会調べ
障がい者（児）歯科相談を実施する歯科診療所割合	100%	維持	①沼津市歯科医師会調べ

### 3 行政の取組一覧



## 行政の取組

妊娠期、乳幼児期、学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病が妊娠・出産に及ぼす影響についての知識を普及します。</li> <li>・フッ化物に関する正しい知識を啓発し、利用を促進します。</li> <li>・各種講座などで、歯と口腔の健康づくりや口腔のケアについて情報を提供します。</li> <li>・歯周病検診や各種講座・イベントなどで、歯と口腔の健康づくりや口腔のケア、オーラルフレイル予防について情報を提供します。</li> <li>・乳幼児期からかかりつけ歯科医をもつことを勧め、歯と口腔の健康づくりや口腔のケアについて情報を提供します。</li> </ul>
高齢期	
特別な配慮をする者	
妊娠期、乳幼児期、学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付時に、妊婦に歯科健診受診を勧奨します。</li> </ul>
青年・壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯と口腔の健康について、歯磨き方法や歯間清掃用具の使用方法など、正しい知識を普及します。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病検診時に、歯科衛生士によるブラッシング指導、定期受診とメンテナンスの必要性についての啓発を行います。</li> </ul>
妊娠期、乳幼児期、学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医への定期受診を勧め、歯科保健指導の充実を図ります。</li> </ul>
青年・壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な歯科検診を勧奨します。</li> <li>・歯周病検診後に必要と認められた人が、かかりつけ歯科医にて定期的に歯と口腔の健康管理ができるよう勧奨します。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講座などで、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診を受けるよう勧奨します。</li> <li>・定期的な歯科検診を勧奨します。</li> </ul>
特別な配慮をする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、福祉サービスのしおり、事業所宛電子メールなどで、障がいのある人の歯科に関する情報を提供し、かかりつけ歯科医をもつことを勧奨します。</li> </ul>
妊娠期、乳幼児期、学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則正しい生活習慣、食習慣の知識を普及します。</li> </ul>
妊娠期、乳幼児期、学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養分野と連携を図り、よく噛んで食べることの支援をします。</li> </ul>
青年・壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーラルフレイル予防のために口腔機能の維持・向上の大切さについて普及啓発を実施します。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の通いの場や介護予防事業において、オーラルフレイルや認知症、誤えん性肺炎などの予防のための口腔機能維持・低下予防の健康教育を実施します。</li> </ul>
特別な配慮をする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤えん性肺炎予防のため、口腔のケアが重要であることを周知します。</li> </ul>
妊娠期、乳幼児期、学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙が、妊婦や子どもの歯と口腔の健康に及ぼす影響について啓発を行います。</li> </ul>
青年・壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病は糖尿病など全身疾患ともかかわりが深いため、生活習慣病予防の観点からも歯周病対策を行います。</li> <li>・喫煙（加熱式たばこなどを含む）の生活習慣が歯周病の発症・重症化と関連があることから、禁煙の視点も含めた歯周病対策を行います。</li> </ul>
特別な配慮をする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャーなど介護従事者に向け、歯科口腔管理に関する指導や助言を実施します。</li> <li>・ケアマネジャーなど介護従事者や要介護者家族に向け、歯科口腔保健の知識及び市の取組について情報を提供します。</li> <li>・障がい者（児）・要介護者が利用する施設などの職員が、利用者への正しい口腔ケアを理解し、実施するための支援をします。</li> </ul>
妊娠期、乳幼児期、学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の歯の健康を守る支援として「お口の健康手帳」を配布します。</li> </ul>
青年・壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8020推進員を育成するとともに、推進員への研修会の開催や8020推進員・市民と連携した健康づくりを促進します。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの専門職を対象に、オーラルフレイル予防に関する研修会を開催します。</li> <li>・地域包括支援センターと連携し、介護予防における口腔機能の重要性の啓発を行います。</li> </ul>
特別な配慮をする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医及び地域包括ケアにおける歯科専門職と保健、医療、福祉など多職種が連携して支援する体制を強化します。</li> </ul>
妊娠期、乳幼児期、学童・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の歯科口腔のケア及び口腔ケア用品の備蓄についての啓発を行います。</li> </ul>
青年・壮年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や自主防災組織などと連携して、災害時の口腔ケア及び口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯ブラシ、フロスなど）の備蓄などについて情報を提供します。</li> </ul>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や自主防災組織などと連携して、災害時の口腔ケア及び口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯ブラシ、フロスなど）の備蓄などについて情報を提供します。</li> </ul>
特別な配慮をする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャーなど介護従事者や要介護者家族に向け、災害時の口腔ケア及び口腔衛生用品（歯ブラシ、義歯ブラシ、歯間ブラシ、フロスなど）の備蓄などについて情報を提供します。</li> </ul>

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

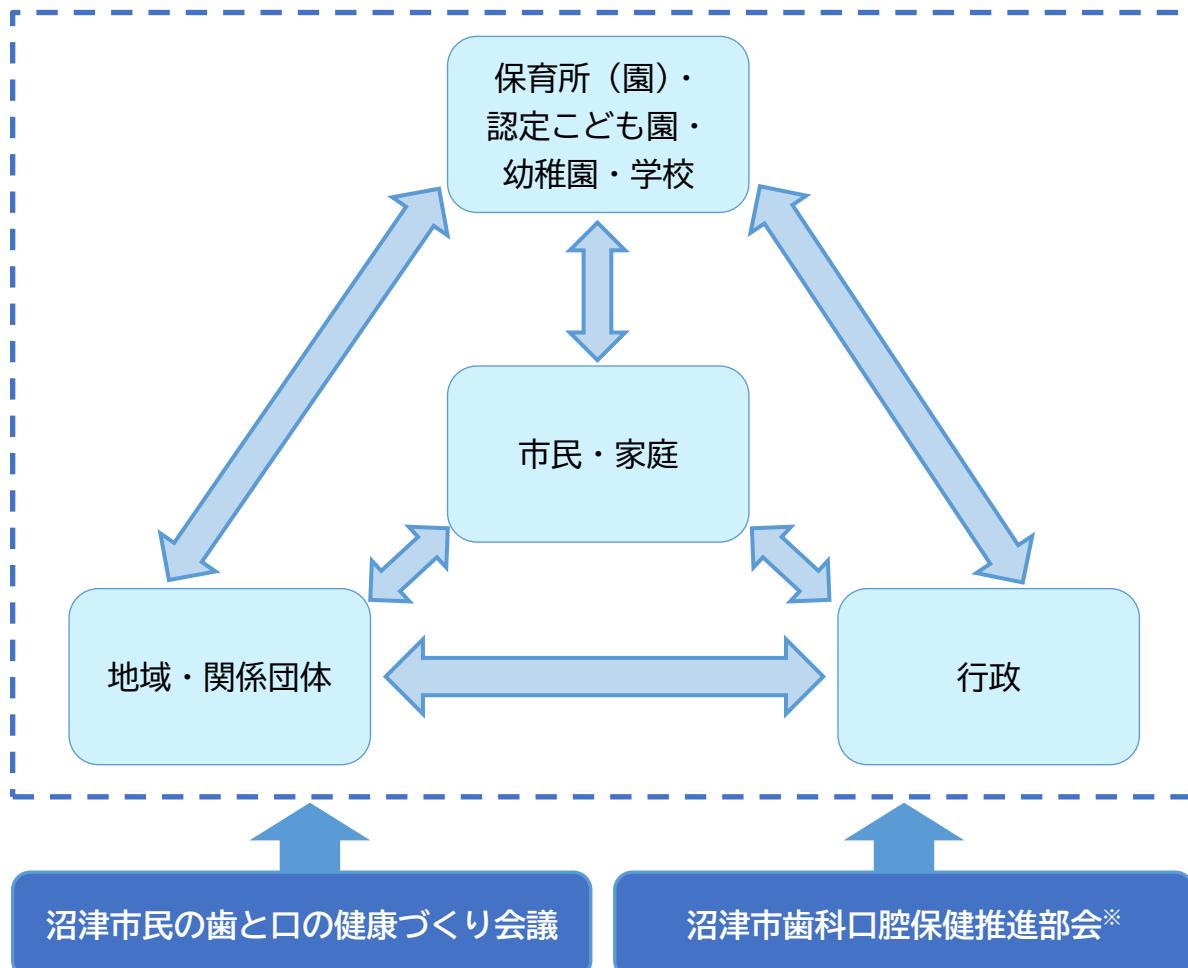
### (1) 計画の周知

今回策定した「第3次沼津市歯科口腔保健計画」の内容を広く市民に周知・啓発するため、広報やホームページなどを通じて計画の内容を公表します。

また、歯や口腔の健康づくりの各種事業やイベント、健康診査などの機会を通じて、歯科口腔保健計画で示す市の方針や今後の取組などのPRを図るとともに、市民の歯と口腔の健康管理に対する意識改革を促します。

### (2) 推進体制

市民一人ひとりが目標を達成するためには、市民・家庭、地域・関係団体、保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校、行政が一体となった取組が必要です。そのため、引き続き3つの沼津市歯科口腔保健推進部会を設け、それぞれの現状・課題を整理し、市民の意見を取り入れながら、さらなる歯科口腔保健の推進を図ります。



※各推進部会は、沼津市歯科医師会、沼津市嘱託歯科衛生士連絡会、沼津市で構成する（必要に応じて市民参加）

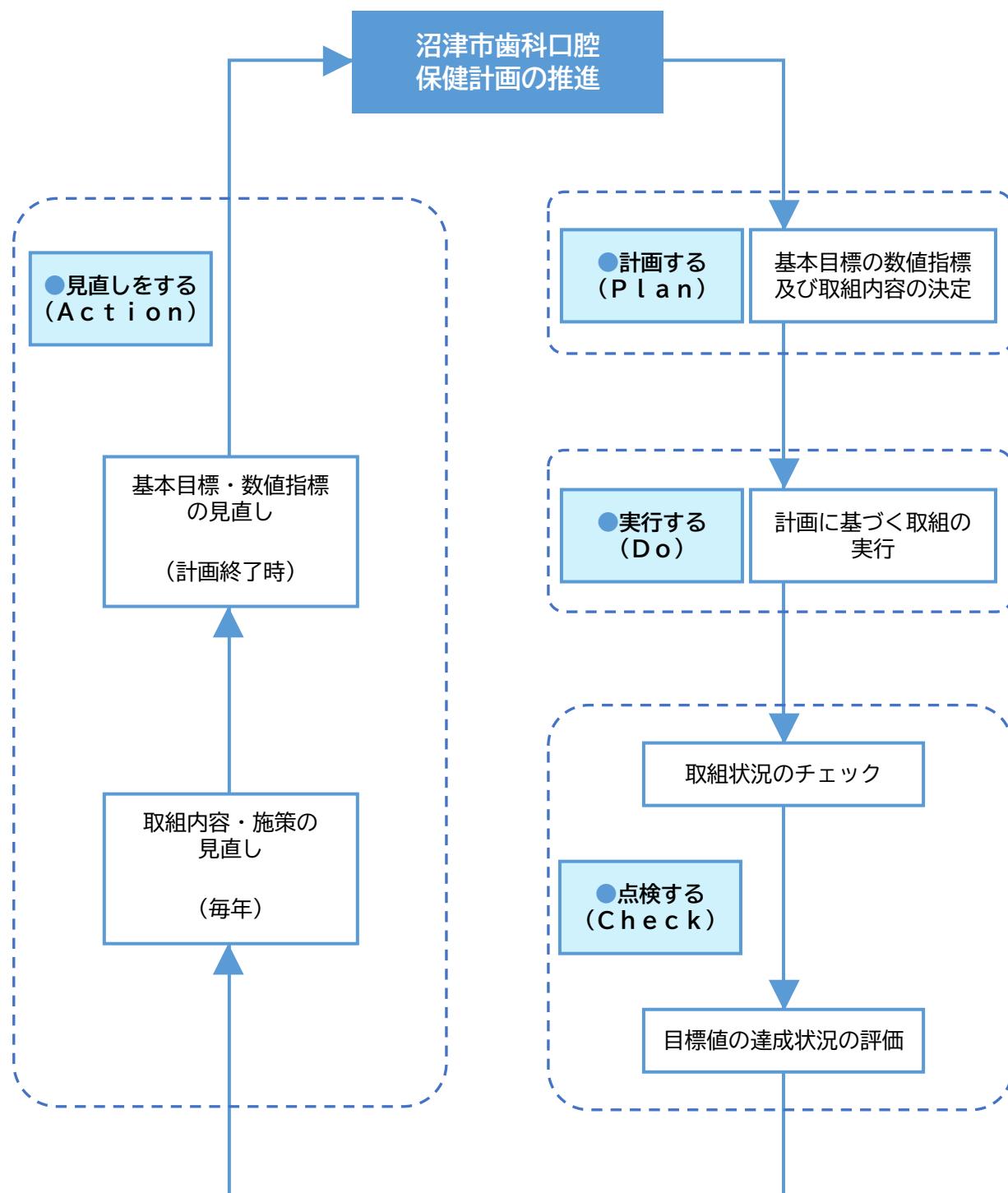
## 2 評価指標一覧

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	備考
			①数値の根拠 ②目標値設定根拠
4本以上のむし歯を有する人の割合（3歳児）	2.2%	1.5%	①沼津市健康づくり課調べ ②第3次静岡県歯科保健計画
むし歯がない人の割合（中学1年生）	82.5%	増加	①静岡県学校歯科保健調査結果 ②第3次静岡県歯科保健計画
仕上げ磨きをする親の割合（3歳児）	83.6%	増加	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
こどものかかりつけ歯科医をもつ親の割合（3歳児）	48.5%	50.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
妊婦歯科健診の受診率	27.1%	40.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
歯肉に炎症所見（G+G0）を有する割合（中学3年生）	21.5%	19.0%	①静岡県学校歯科保健調査 ②静岡県学校歯科保健調査
乳歯むし歯を経験した人の割合（5歳児）	19.2%	15.0%	①静岡県5歳児歯科調査 ②静岡県5歳児歯科調査
定期的に歯科検診を受けている人の割合（成人）	50.0%	70.0%	①市民意識調査 ②沼津市健康づくり課 (参考：第3次静岡県歯科保健計画)
40歳で未処置のむし歯を有する人の割合	33.9%	10.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②第3次静岡県歯科保健計画
50歳で未処置のむし歯を有する人の割合	33.3%	10.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②第3次静岡県歯科保健計画
60歳で未処置のむし歯を有する人の割合	25.0%	10.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②第3次静岡県歯科保健計画
歯肉に炎症を有する人の割合（20代）	33.3%	20.0%	①市民意識調査 ②第3次静岡県歯科保健計画
40歳で歯周炎を有する人の割合	54.8%	40.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課 (参考：第3次静岡県歯科保健計画)
60歳で歯周炎を有する人の割合	62.5%	50.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課 (参考：第3次静岡県歯科保健計画)
そしゃく良好者の割合（50代）	86.8%	90.0%	①市民意識調査 ②第3次静岡県歯科保健計画
歯周病検診受診率（20, 30, 40, 50, 60, 70歳）	1.1%	5.0%	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	備考
			①数値の根拠 ②目標値設定根拠
8020推進員の養成数	602人	増加	①沼津市健康づくり課調べ ②沼津市健康づくり課
オーラルフレイルの認知度	44.0%	50.0%	①市民意識調査 ②第3次静岡県歯科保健計画
そしやく良好者の割合 (70代以上)	67.2%	増加	①市民意識調査
定期的に歯科検診を受けて いる人の割合 (70代以上)	57.9%	増加	①市民意識調査
80歳で自分の歯が20本以 上ある人の割合	69.7%	77.3%	①後期高齢者歯科健診結果 ②沼津市健康づくり課 (参考：第3次静岡県歯科保健計画)
訪問歯科診療を実施する 歯科診療所割合	68.6%	維持	①沼津市歯科医師会調べ
障がい者（児）歯科相談を 実施する歯科診療所割合	100%	維持	①沼津市歯科医師会調べ

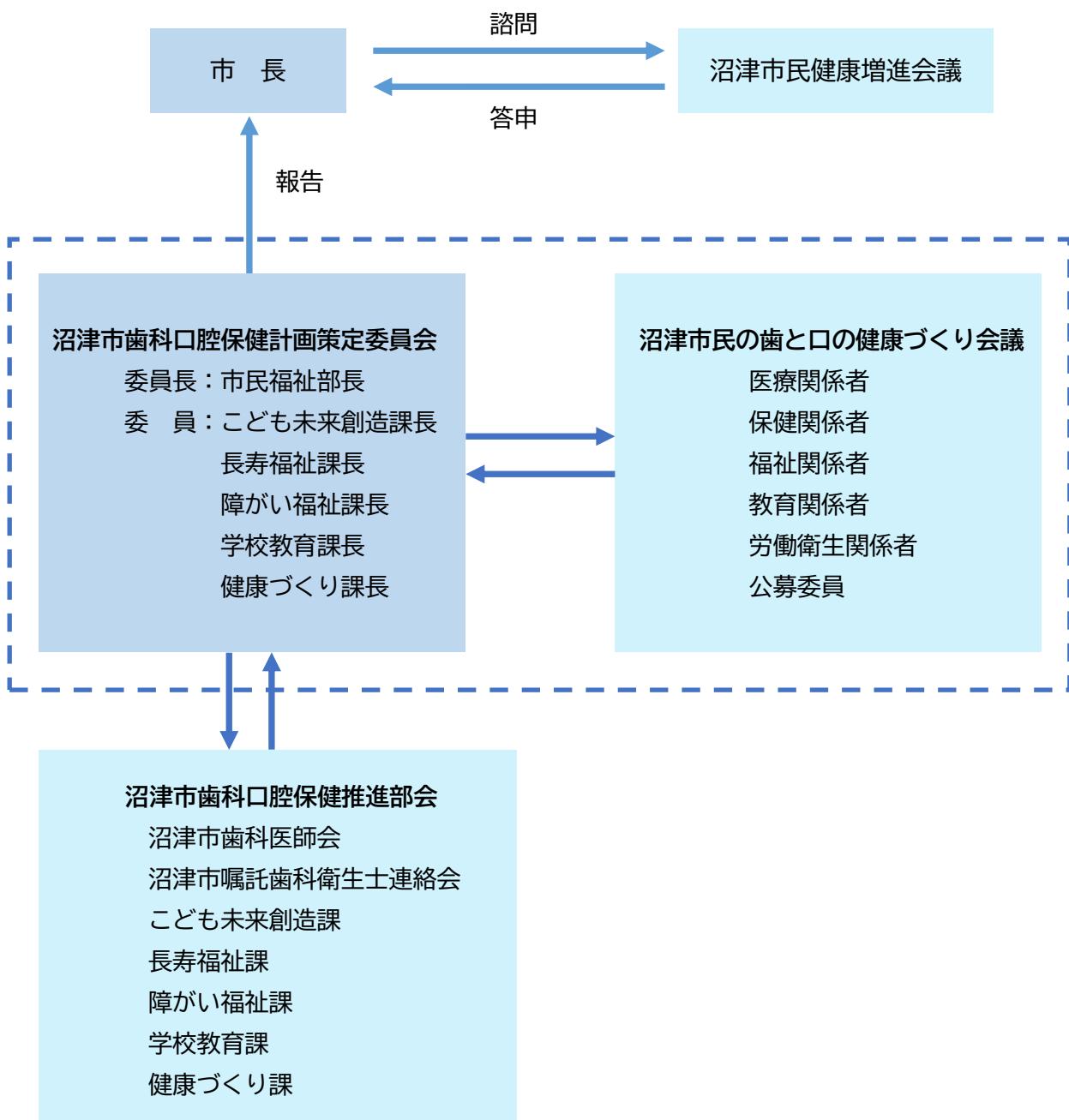
### 3 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを活用し、評価指標の推移や実施事業の状況について、「沼津市歯科口腔保健推進部会」において確認・評価を行うとともに、「沼津市民の歯と口の健康づくり会議」の意見を伺いながら事業や施策の改善などにつなげ、計画の進捗管理を図ります。



# 第6章 参考資料

## 1 沼津市歯科口腔保健計画の策定体制



## 2 沼津市民健康増進会議条例

沼津市民健康増進会議条例

昭和47年3月30日条例第16号

(設置)

第1条 沼津市民の健康増進と体位の向上を図るため、沼津市民健康増進会議（以下「健康会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 健康会議は、市長の諮問に応じ市民の医療と保健衛生に関する諸問題について次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 健康増進計画に関すること
- (2) 保健予防に関すること
- (3) 救急医療に関すること
- (4) 健康管理に関すること
- (5) 医療知識の普及及び衛生思想の向上に関すること
- (6) その他目的達成のため必要なこと

(組織)

第3条 健康会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 連合自治会の代表
- (3) 保健衛生諸団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が規則で定める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長)

第5条 健康会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 健康会議は必要に応じ、会長が招集する。

2 会議の議事は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は必要があると認めるとき、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 健康会議の庶務は、市民福祉部で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

### 3 沼津市民健康増進会議委員名簿

役職名	氏名	所属団体・役職名	
会長	北條 正久	一般社団法人沼津医師会	副会長
委員	雨宮 徳直	一般社団法人沼津医師会	理事
委員	大澤 香	一般社団法人沼津医師会	会員
委員	稻玉 圭輔	一般社団法人沼津市歯科医師会	会長
委員	庵原 明倫	一般社団法人沼津市歯科医師会	専務理事
委員	青山 さよ子	一般社団法人沼津薬剤師会	理事
委員	佐藤 正夫	沼津市自治会連合会	監査
委員	岩崎 坦子	沼津市老人クラブ連合会	我入道支部 女性部長
委員	新井 和彦	社会福祉法人沼津市社会福祉協議会	事務局長
委員	片渕 和子	特定非営利活動法人沼津市スポーツ協会	副理事長
委員	佐藤 優彦	沼津市校長会	学校保健部会 部会長
委員	古田 美穂	沼津市保育園連盟	特別委員
委員	上野 美幸	沼津市私立幼稚園協会	会員
委員	加藤 和幸	沼津市民生委員児童委員協議会	会長
委員	岩本 香世	沼津市健康づくり推進員連絡協議会	会長
委員	池谷 広美	公益社団法人静岡県栄養士会	理事
委員	赤堀 摩弥	静岡県東部健康福祉センター（東部保健所）	健康増進課 課長
委員	江本 光代	公募委員	

順不同、敬称略

## 4 沼津市民の歯と口の健康づくり条例

平成25年10月28日条例第23号

### 沼津市民の歯と口の健康づくり条例

#### (目的)

第1条 この条例は、歯と口の健康づくりが、市民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口の健康づくりに関し、市の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、歯と口の健康づくりに関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 歯と口の健康づくりは、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 歯と口の健康づくりは、全身の健康の保持増進、生活の質の維持向上及び健康寿命の延伸に深い関わりがあるという認識のもとに行われること。
- (2) 歯と口の健康づくりは、乳幼児期からの望ましい食習慣と生活習慣が基礎となるという認識のもと、出生時から高齢期までの各時期における歯と口の状態及び疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に行われること。
- (3) 歯と口の健康づくりは、市民の生涯にわたる自主的な努力を前提とし、保健、医療、福祉、労働衛生、教育等の関係分野における有機的な連携のもとに行われること。

#### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（第6条において「基本理念」という。）にのっとり、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、これを実施するものとする。

#### (保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する者の責務)

第4条 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する者は、歯と口の健康づくりを推進するとともに、それぞれの者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、歯と口の健康づくりに関する知識及び理解を深めるとともに、生涯にわたって、自らの歯と口の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

#### (基本的施策の実施)

第6条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する情報の提供及び知識の普及啓発を推進すること。
- (2) 妊娠中の者に対する口腔ケア及び栄養指導を推進すること。
- (3) 家庭における乳幼児期からの望ましい食習慣と生活習慣を確保すること。
- (4) 幼児、児童及び生徒の歯と口の健康づくりに関する教育を推進するとともに、効果的な歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (5) 成人期以降における歯周病対策を推進すること。
- (6) 障害のある者、介護を必要とする者等、歯科検診や歯科保健指導等を受けることが困難な者について、その者の心身の特性に応じた適切な歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (7) 歯と口の健康づくりの観点から生活習慣病予防対策を推進すること。
- (8) 喫煙が歯と口の健康に及ぼす影響について啓発すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりのために必要な施策を推進すること。

(歯科口腔保健計画)

第7条 市長は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画（以下この条及び次条において「歯科口腔保健計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科口腔保健計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき市が策定した健康増進計画及びその他市が策定する健康づくりに関する計画と調和するものでなければならない。

3 歯科口腔保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口の健康づくりに関する具体的施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関し必要な事項

4 市長は、歯科口腔保健計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(沼津市民の歯と口の健康づくり会議)

第8条 第6条の基本的施策を円滑に実施するため、沼津市民の歯と口の健康づくり会議（以下この条において「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 歯科口腔保健計画に関し、市長に意見を述べること。
- (2) 基本的施策を実施するために必要な事項について審議すること。

3 会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等関係機関の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、会議に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 沼津市民の歯と口の健康づくり会議規程

平成25年10月28日告示第293号

沼津市民の歯と口の健康づくり会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沼津市民の歯と口の健康づくり条例（平成25年条例第23号）第8条の規定に基づき沼津市が設置する沼津市民の歯と口の健康づくり会議（以下「会議」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 6 沼津市民の歯と口の健康づくり会議委員名簿

役職名	氏名	所属団体・役職名	区分	
会長	上田 貴彦	一般社団法人沼津市歯科医師会	歯科医師	歯科医師
副会長	長谷川 佳津江	沼津市嘱託歯科衛生士連絡会	歯科衛生士	歯科衛生士
委員	庵原 明倫	一般社団法人沼津市歯科医師会	専務理事	歯科医師
委員	鈴木 明美	片浜・今沢地域包括支援センター	看護師	福祉関係者
委員	杉山 真里	沼津市立西浦保育所	所長	福祉関係者
委員	坪内 佐知子	沼津市立浮島小学校	養護教諭	学校関係者
委員	大嶽 恵子	8020推進員	副代表	8020推進員
委員	矢野 恵子	芝浦機械株式会社	健康管理担当課長	産業保健関係者
委員	林 茜		公募委員	公募による市民

順不同、敬称略

## 7 沼津市歯科口腔保健計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 沼津市歯科口腔保健計画（以下「歯科口腔保健計画」という。）を策定するため沼津市歯科口腔保健計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定にかかる協議及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (連絡会)

第6条 委員会に、沼津市歯科口腔保健推進連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 連絡会の構成は、別表第2に掲げる所属の職員をもって充てる。
- 3 連絡会は、委員会に付議すべき事案について、あらかじめ調査研究及び調整を行うものとする。
- 4 連絡会は、市民福祉部健康づくり課長が招集する。
- 5 連絡会は、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部健康づくり課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市民福祉部	市民福祉部長
	こども未来創造課長
	長寿福祉課長
	障がい福祉課長
	健康づくり課長
教育委員会事務局	学校教育課長

別表第2 (第6条関係)

市民福祉部	こども未来創造課
	長寿福祉課
	障がい福祉課
	健康づくり課
教育委員会事務局	学校教育課